

令和3年

第3回伊是名村議会定例会会期日程

会 期 5日間

自 令和3年9月13日

至 令和3年9月17日

月 日	曜日	会議、休会、その他
9月13日	月	本会議(開会、諸般の報告、行政報告、議案審議)
9月14日	火	午前 本会議(議案審議) 午後 休 会(決算特別委員会)
9月15日	水	休会(決算特別委員会)
9月16日	木	休会
9月17日	金	本会議(議案審議、一般質問、閉会)

(議決結果)

令和3年第3回伊是名村議会定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第3号	令和2年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	令和3年9月13日	報告
議案第35号	令和3年度伊是名村一般会計補正予算(第3号)	〃	原案可決
議案第36号	令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第37号	令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決
議案第38号	伊是名漁港海岸区域内の公有水面埋立について	〃	原案可決
議案第39号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について	〃	原案可決
議案第40号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	〃	原案可決
議案第41号	沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	〃	原案可決
議案第42号	工事請負契約について(伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事(R3-1工区))	〃	原案可決
議案第43号	工事請負契約について(伊是名小学校校舎改築工事(機械設備))	〃	原案可決
議案第44号	工事請負契約について(伊是名小学校校舎改築工事(電気))	〃	原案可決
議案第45号	財産の無償貸付の変更について	〃	原案可決
議案第46号	辺地総合整備計画の変更について	〃	原案可決
議案第47号	伊是名村手数料徴収条例の一部を改正する条例について	〃	原案可決
議案第48号	物品購入契約の締結について 「離島廃棄物適正処理促進事業(油圧ショベル購入)」	令和3年9月14日	原案可決

議案 第49号	工事請負契約について 「臨海ふれあい公園北側広場遊具及び健康器具等設計・設置工事」	令和3年 9月14日	原案可決
陳情 第1号	県産品の優先使用について（要請）	〃	採 択
発議 第5号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	〃	原案可決
認定 第1号	令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について	令和3年 9月17日	認 定
認定 第2号	令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認定 第3号	令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認定 第4号	令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認定 第5号	令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認定 第6号	令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認定 第7号	令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認定 第8号	令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
選挙 第1号	伊是名村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	〃	選 挙

令和3年第3回伊是名村議会定例会会議録 第1号					
招集年月日	令和3年9月13日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和3年9月13日	10時32分	議長	宮城安志
	散会	令和3年9月13日	15時35分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

10番	潮平そのみ	1番	前川秀和
-----	-------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	書記	島瑞紀
--------	------	----	-----

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
行政報告
議員派遣の件
令和2年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第3号）
令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
伊是名漁港海岸区域内の公有水面埋立について
沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について
沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
沖縄県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について
工事請負契約について（伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事（R3-1工区））
工事請負契約について（伊是名小学校校舎改築工事（機械設備））
工事請負契約について（伊是名小学校校舎改築工事（電気））
財産の無償貸付の変更について
辺地総合整備計画の変更について
伊是名村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

令和3年第3回伊是名村議会定例会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時32分

2. 付議事件及び順序

令和3年9月13日（月）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		議員派遣の件
6	報告第3号	令和2年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
7	議案第35号	令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第3号）
8	議案第36号	令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
9	議案第37号	令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
10	議案第38号	伊是名漁港海岸区域内の公有水面埋立について
11	議案第39号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について
12	議案第40号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
13	議案第41号	沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
14	議案第42号	工事請負契約について（伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事（R3-1工区））
15	議案第43号	工事請負契約について（伊是名小学校校舎改築工事（機械設備））
16	議案第44号	工事請負契約について（伊是名小学校校舎改築工事（電気））
17	議案第45号	財産の無償貸付の変更について
18	議案第46号	辺地総合整備計画の変更について
19	議案第47号	伊是名村手数料徴収条例の一部を改正する条例について



議長（宮城安志）

ただいまから令和3年第3回伊是名村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。 (午前10時32分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

#### 日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番潮平そのみ議員、及び1番前川秀和議員を指名します。

#### 日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日9月13日から9月17日までの5日間  
にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日9月13日から9月17日  
までの5日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定表は、お手元に配付の会期日程表のとおりでござ  
います。

#### 日程第3

諸般の報告を行います。令和3年6月1日から8月31日までの諸般の報  
告を行います。報告書を配付しておりますので、要点だけを朗読し、報告と  
いたします。

6月4日（金曜日）、令和3年第2回伊是名村議会定例会本会議に向けて議  
会運営委員会が開催されました。

6月10日（木曜日）令和3年第2回定例会議事が招集され、9日から1  
0日の会議で報告2件、承認2件、議案4件、発議3件、一般質問4件が提  
出され、議員各位及び執行部の協力のもと、無事原案のとおり可決、承認さ  
れ、終了いたしました。

6月23日（火曜日）、令和3年度第52回伊是名村戦没者慰霊祭が挙行され、追悼の言葉を申し述べ、御霊のご冥福をお祈りいたしました。

7月15日（木曜日）、伊是名製糖工場落成式典及び祝賀会が挙行され、参加いたしました。

7月30日（金曜日）、第2回議会臨時会が招集され、一般会計予算の補正が1件、契約事項議案2件、発議1件の計4件の議案を審議いたしました。

8月11日（水曜日）、議会だよりの発刊に向け広報委員会に参加いたしました。

8月16日（月曜日）、全員協議会を開催し、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙に向けた打ち合わせを委員全員で行いました。

8月26日（木曜日）、第58回北部広域市町村圏事務組合議会定例会が開催され、参加いたしました。令和3年度北部市町村議会議長会総会が開催され、日程のことについて協議し、原案のとおり決定しました。

次に、村監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づいて、令和3年4月分から6月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されています。以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4

行政報告を行います。村長から行政報告の申し出があります。これを許します。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

おはようございます。第3回定例議会を招集しましたところ、全員お揃いでご参集下さいまして有難うございました。

今定例議会には、令和2年度の一般会計並びに特別会計決算認定8件と手数料条例の一部改正1件、令和3年度補正予算3件、辺地総合整備計画の変更、報告事項、その他等10件、合わせて22件提案いたしました。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、行政報告の前に一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、全都道府県で爆発的に感染拡大し、国や県は再三にわたって緊急事態宣言等を発出しました。

しかしながら、依然として感染拡大は収まらず、国においては9月13日から9月30日まで緊急事態措置を延長すると決定しました。

その間、フェリーいげな尚円は、感染対策の一環として一日1便運航としましたので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

本村は、これまで国や県と連携して休業要請、不要不急の外出自粛要請等に取り組んで参りましたが、特に脅威となっていることは急増しているデルタ株に加え、感染力が非常に強いと言われている新種の変異株が発見されたことであります。

このことが、今後、村民生活にも様々な困難と苦難を及ぼしてしまうのではないかと危惧しているところであります。

本村としましては、国、県の要請を受けて対策本部を設置し、様々な取り組みをしてまいりましたが、離島への渡航往来自粛要請によるフェリーいげな尚円の再三にわたる減便運航等は、商工観光事業者や村民生活と、村経済に大きな打撃を与えています。

村の対策本部からは、防災無線やホームページ等で毎日のように自粛要請を呼びかけてきました。

しかしながら、これまで16名の感染者が出てしまったことは、誠に残念なことであります。

村では感染予防対策として、ワクチン接種に積極的に取り組み、16歳以上の対象者のうち、77.7%が接種を受けています。

さらに、効果を高めるために12歳以上の村民を対象に9月11日に1回目のワクチン接種を実施し、2回目の接種は10月2日に実施する予定であります。これが最後の接種になると思いますので、対象者全員が接種するよう強く要請するものであります。

議員各位をはじめ、村民の皆様にはより一層気を引き締めて感染予防対策にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、6月1日から8月31日までの行政報告を行います。

なお、主な点だけ読み上げて報告しますので、あとはお目通しのほど、よろしくお願いいたします。

それでは、行政報告の1ページをお願いします。6月2日（水曜日）、公立沖縄北部医療センター整備協議会Web会議が開催されました。

同日、第26回新型コロナウイルス感染症対策会議を開催しました。内容は、以下のとおりであります。

6月4日（金曜日）、県は、県立学校を、6月7日から6月20日まで休校すると決定いたしました。市町村立学校については、県立学校の対応に準じ、対応するよう市町村教育委員会に依頼をしております。

以下、本村では学校の休校について、教育長、正副村長、教育振興課長、総務課長、住民福祉課長等による対策会議を開催いたしております。

教育長報告はお目通しのほど、よろしく願いいたします。

同日、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策等に係る意見交換で会議が開催されました。内容は、以下のとおりであります。

3ページお願いします。6月5日（土曜日）、6月6日（日曜日）、2日間、伊是名村新型コロナウイルスワクチン接種の2回目を実施いたしました。

6月9日（水曜日）、第2回定例議会が招集されました。

6月16日（水曜日）、伊是名村新型コロナウイルスワクチン個別接種を行っております。

6月18日（金曜日）、第27回新型コロナウイルス感染症対策会議を開催いたしました。内容は、以下のとおりであります。

6月21日（月曜日）、5都府県に係る緊急事態宣言は、沖縄県を除いて解除されました。沖縄県は、6月21日から7月11日まで延長するという事に決定しました。

4ページお願いします。6月23日（水曜日）、第52回伊是名村戦没者慰霊祭を挙行いたしました。

6月25日（金曜日）、伊是名村自治功労者、故東江源正氏の告別式に参列いたしました。

6月26日（土曜日）、集団ワクチン接種追加接種分であります。

6月27日（日曜日）、幼小中合同運動会が開催されました。

7月8日（木曜日）、7月定例庁議を開催しました。内容は、以下のとお

りであります。同日、第28回新型コロナウイルス感染症対策会議を開催しました。内容は、以下のとおりであります。

5ページをお願いします。7月12日（月曜日）、沖縄・東京緊急事態宣言が延長されました。7月12日から8月22日まで。

同日、「新たな振興計画（素案）」及び令和4年度沖縄振興予算要請に係る意見交換会Web会議が開催されました。

本村からは、1点目に伊平屋・伊是名架橋整備早期実現について。2点目に、沖縄県特別推進交付金（ソフト交付金）の増額と継続について。3点目に沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）について、同様に増額と継続を要請しております。

7月13日（火曜日）、第29回新型コロナウイルス感染症対策会議を開催しました。内容は、以下のとおりであります。

7月19日（月曜日）、沖縄総合事務局開発建設部との行政懇談会があり、本村からは「伊平屋・伊是名架橋整備早期実現について」の要望をしております。

6ページをお願いします。7月27日（火曜日）、第194回沖縄県町村会定期総会が開催され、それに参加いたしました。

7月28日（水曜日）、令和3年度離島フェア開催実行委員会総会が開催され、出席いたしました。

7月30日（金曜日）、第2回臨時議会が招集されました。同日、第30回新型コロナウイルス感染症対策会議を開催しました。内容は、以下のとおりです。

7ページをお願いします。8月5日（木曜日）、第31回新型コロナウイルス感染症対策会議を開催しました。内容は、以下のとおりです。

8月10日（火曜日）、8月定例庁議を開催しました。内容は、以下のとおりであります。

その他で新型コロナウイルス感染症対策本部から、伊是名村における緊急事態宣言期間中の取り組みについて説明を受けました。

また、同様に村のホームページの掲載内容についても説明がありました。

ホームページには8ページに掲載されているとおりであります。

8ページをお願いします。8月12日（木曜日）、新たな振興計画（素案）Web会議意見交換会があり、奥間副村長が参加をしております。

本村からの意見要望として、伊平屋・伊是名架橋整備について、また新振計に盛り込むことも含めて意見要望を出しております。

自由意見として、伊是名診療所及び医師住宅の改築並びに看護師住宅の建設について意見要望いたしております。

9ページをお願いします。8月14日（土曜日）、第22回いぜな尚円王まつりは、コロナ禍の影響を受け、予定していた8月14日、8月15日の2日間ともに中止となりました。

8月17日（火曜日）、フェリーいぜな尚円は、1便運航後、スラスター故障のため、欠航しました。

翌日、8月18日（水曜日）、フェリーいぜな尚円は、スラスター故障のため、1便出港後、修理のため運天港停泊し、運天港発1便目から欠航となりました。

フェリーいぜな尚円の一連の対応について、神田商工観光課長から報告を受けました。修理期間中は、フェリーいへやⅢが1便運航することで調整をいたしております。

同日、第32回新型コロナウイルス感染症対策会議を開催しました。内容は、以下のとおりであります。

なお、その他の中で12歳から15歳を対象にワクチン接種を「第1回目9月11日、第2回目10月2日」実施するという報告を受けました。

また、それを含めてワクチン接種を受けていない村民に対しても全員接種対象とするという報告を受けました。

8月23日（月曜日）、「水道工事に伴う仲田区集落内全面舗装及び排水溝等再整備について」、仲田区の伊禮正隆区長から要望があり、それを受理いたしました。

フェリーいぜな尚円は、コロナ対策のため、緊急事態措置期間中の8月23日から9月12日まで、1日1便運航といたしました。

8月25日（水曜日）、伊是名村墓地基本計画審議委員会を開催いたしました。

8月26日（木曜日）、令和3年度伊是名尚円王マラソン大会実行委員会・専門部会合同会議が開催され、出席をいたしました。

その会議の結果、新型コロナウイルス感染症の収束見通しが見えずということから中止と決定しております。

8月31日（火曜日）、緊急事態措置期間延長が8月31日から9月12日までとなりました。

以上が令和3年6月1日から令和3年8月31日までの行政報告といたします。ご清聴有難うございました。

議長（宮城安志）

これで行政報告を終わります。

日程第5

議員派遣の件を議題とします。

お手元に配付の議員派遣について、村内視察については、本日9月13日に実施したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、別紙の視察に全議員を派遣することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午後 2時01分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6

報告第3号・令和2年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件についての説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

報告第3号・令和2年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

令和2年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。

なお、健全化判断比率、資金不足比率については、別紙のとおりでございます。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。ただいまの報告に対し、ご質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第3号・令和2年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第7

議案第35号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第35号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第3号）の提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第3号）は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,709万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,088万9千円とするものであります。

歳入につきましては、14款国庫支出金で723万5千円の増、15款県支出金で1,164万5千円の増、16款財産収入で289万4千円の増、1

8款繰入金で783万1千円の減、20款諸収入で563万6千円の増、21款村債で751万9千円の増となっております。

その主な内容としまして、14款国庫支出金では新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の計上、15款県支出金では、沖縄振興公共投資交付金（上仲田線）にて、補助配分額の増額、沖縄振興特別推進市町村交付金にて、伊是名海岸環境整備事業補助金の計上、16款財産収入で仲田構内村有地払下げによる土地売払金の計上、18款繰入金で財政調整基金繰入金の減額、20款諸収入で沖縄県介護広域連合精算償還金等の計上、22款村債で臨時財政対策債の増額となっております。

歳出につきましては、2款総務費で698万5千円の減、3款民生費で367万9千円の増、4款衛生費で1,707万3千円の増、7款土木費で1,323万9千円の増、8款消費費で37万8千円の増、9款教育費で33万7千円の減、12款諸支出金で5万1千円の増額となっております。

その主な内容としましては、2款総務費では移住・定住促進事業で結婚祝金の増額、沖縄振興特別推進交付金費で伊是名海岸環境整備事業基本計画委託費の計上や、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金で感染予防対策の事業費の減額となっております。

3款民生費では、自立支援給付費で過年度精算に伴う返還金の計上や、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の増額となっております。

4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の計上や予防接種事業に係るシステム改修業務委託費の計上となっております。

7款土木費では、道路新設改良費にて補助配分額の増額により、上仲田線道路事業費の増額となっております。

8款商工費では、新型コロナ感染症対策事業費の計上となっております。

9款教育費では、幼稚園費にて人件費予算の組み替えや修繕費の増額となっております。

12款諸支出金では、再生可能エネルギー等導入推進費への積立金の計上となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであ

ります。

令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。よろしくお願いたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

それでは22ページ、4款衛生費ですけど、いま村長の説明の中には大きかった不用額の塵芥処理費の説明には触れてなかったわけですが、そこで工事請負費があるわけですけど、この12節工事請負費について、内容をぜひお聞かせいただきんですが、よろしくお願いたします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。858万円計上しておりますが、一昨年の火災でピット内のフレン配線が損傷しまして、その修繕費であります。

議長（宮城安志）

他にございませんか。質疑続行中です。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは14ページ、負担金の新型コロナ地方創生臨時交付金返還金とあるんですけども、どういったことなのか、その説明をお願いします。

それから東江議員からも質問がありましたけれども、22ページの塵芥処理費の修繕費についてなんですけれども、毎年、修繕費がどんどんどんどん増えていっているわけなんですけれども、私の調べたところでは、29年度より既に2倍以上になっているんです。その当時5,000万円ぐらいです。いま1億2,000万円近くまで既に補正でやられています。どうして毎年1,000何百万かの維持費が増えていくのか。

いまの箇所につきましては、一昨年の火災で起きた箇所の修繕費です。どうして去年までに修繕した費用がそのまま予算にプラスして、去年工事した箇所のもは本当は入れるべきなんですよ、毎年1,200万円余り、4カ年間で既に2倍になっているんですよ。それを改善する余地がないことと費用について、どうして毎年毎年積み重なっていく、そこが私は理解できなくて、ここでも一昨年の工事費ということであがっているんですけども、去年も修繕費であがっているんですけども、修繕費等、今回の箇所とは全く違うのか、これまでの費用、この塵芥処理場ができてから、当初の予算は3,000万円あたりだったのではないかなと思います。ちょっとまだそこまで調べきれてなくて、そこでこれは今後のことについて、この塵芥処理費は、毎年1,000何百万ぐらい増え続ける。この修繕箇所というのは、そんなに積み上がっていく修繕なのか、そのところはいまでも難しいと思いますけれども、このことについては、次の定例会のあたりにぜひ報告と、それからこの修繕はこんなに毎年上がるのかなと、この改善計画、改善の余地はないのか。このままいったら、この処理場は毎年一体どこまで金額が増えるのか、いま非常に財政が厳しくて、補正で一昨年の箇所の修繕等、普通であれば、当初で一昨年に発生した修繕費であればわかるべき事かなと思います。どうして今になって修繕の箇所が上がってきたのか。全体の処理場の面積について、修繕計画や維持管理計画、その辺が全然見えない。非常に大きな単独予算で1億2,000万円も維持費がかかる。導入した事業が3,000万円ちょっとだと思いますので、これについても改善の余地はないのか。確かに今いろんなごみをきれいに分別したと、いい流れだと思うんですけども、このまま増え続けていくと、村の財政は多分持たなくなるかと思しますので、1つ目は、どうして今になってこれが、当初で言えなかった理由等。

特に残りのものについては、12月あたりでぜひ報告、今後もこういうふうが増え続けるのか、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回のものについては、どうして一昨年のもが今回あげるべきなのか、その辺の説明をお願いします。

議長（宮城安志）

それでは返還金については、企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

議員のご質問にお答えいたします。14ページの新型コロナ地方創生臨時交付金返還金104万4千円でございますけれども、これは令和2年度に第1次配分、第2次配分を行って事業執行しております。

一部、3事業繰り越しがございまして、これが7月に完了したところであります。この返還分に関しては、令和2年度に完了したものであります。以上です。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ごみ施設の858万円の補正について、説明をします。先程、私、一昨年という説明をしたんです。去年の火事でごみ施設内のピットと言うんですけど、ピットの中で火事がありまして、そこにクレーンの配線とか、ピット内のガラスが破損しまして、この858万円については修理代です。これまでにかかった維持管理とかではなくて、火事で発生したものの修繕に充てるものになります。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時28分

議長（宮城安志）

再開します。

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

交付金につきましては大変だったとみております。実績報告に伴うものでありましたので、それで了解いたしました。2点目も去年の火事のもので一部残っていたのを今回上げる事としておりますので了解致しました。

ただ、毎年上がっていく維持費、これの説明については、12月の定例会

までにぜひ何倍にもなって原因、それからこの減額の余地はないのか、このまま増え続ける施設なのか、その辺をぜひ分析して教えていただきたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。質疑続行中です。

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

20ページの新型コロナワクチン接種体制確保事業に関してお聞きしたいと思います。いまこのワクチン接種については既にご承知だと思いますけれども、若い方の接種率が低いというのは報道で知られているかと思うんですが、本村の場合、その若い方たちを対象にどういう対策をしていくか、そのあたり聞かせていただけますか。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの前田議員の質問にお答えしたいと思います。今現在、伊是名村においては、新型コロナワクチン接種を行っているところです。村の場合は、全国でも一番早く全村民を対象にワクチン接種を実施することができました。

その中で、まず村民対象に第1回、第2回ということで、1回接種、2回接種1度だけ無接種という枠をもらいまして接種を行ったんですけども、対象者が今回12歳から15歳の子どもたちも対象になるということだったので、追加で今回予算を令和3年度で事業として予算を確保し、昨日12歳から全村民を対象に先程おっしゃっていた若い世代の方たちも対象にするということで、今まで受けていない人達も対象にして接種をしています。

いま現在、村では12歳以上の対象者が1,180名で、今回、2回目まで接種が終わっている方たちが昨日時点で995名の接種が終わっています。約75%程度の人たちが接種を終えている状況であります。

この中に若い方たちがお話がありましたけれども、対象としている方たちは全体なので、ほとんど出ている状況ではあります。島外にいる方、入院さ

れている方たちは受けてない方もいますけれども、この接種に関しては任意なので強制力がないものですから、受けて下さいという推進はしますけれども、強制力はないということで希望する方たちに受けさせている状況です。

実際に20代から30代の方が何名ぐらい受けていないかというのは、全体で200名程度が受けていないという状況であります。以上です。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

答弁されて理解はできておりますが、実質上いろいろと感染者の中身を聞いてみますとやはり受けてない方が感染しているのが現状であるかと思いません。

実際200名くらいの方が受けてないという事ですよ？これは強制力は確かにないというのは理解しますが、いざ実際に接種をされてない方が感染していることも村内でもあるので、第1次、第2次感染者が増えたら、ある程度行政として感染を防ぐという目的で村民に対して、あるいは接種してない若い方たちも接種という方向性で理解してもらうのが本当は妥当だと思うんですが、確かにこれは強制的な事はできないということはわかりますけど、やはり感染してしまえば、こんな小さい伊是名村でもあつという間に広がる。これは目に見えている事として、やはりこれは受けてもらい、申し合わせした方がいいんじゃないかなということで強く思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの質問にお答えします。村内では、10月2日が集団接種の最後になりますけれども、その後も沖縄県内においては個別接種、そして広域接種というのが行われておりますので、村の方の広報、そしてまたホームページの方でも村民の方へは接種するような広報活動、そして啓蒙活動等はさせていただきます。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後 2 時 3 6 分

再開 午後 2 時 4 2 分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 3 5 号・令和 3 年度伊是名村一般会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 3 5 号・令和 3 年度伊是名村一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり承認されました。

日程第 8

議案第 3 6 号・令和 3 年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第 3 6 号・令和 3 年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由の説明をいたします。

令和 3 年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、予算総則第 1 条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ

れ51万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,378万円とするものであります。

歳入につきましては、5款繰越金で財源確保のため51万8千円の増額になっています。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金で過年度保険料等負担金40万円の増、3款諸支出金で過誤納付返還金1万9千円の増、4款予備費で9万9千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

議案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、討論を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

討論を省略いたします。

これから議案第36号・令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号・令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第37号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第37号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ185万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,046万円とするものであります。

歳入につきましては、4款繰越金で財源確保のため185万5千円の増額となっております。

歳出につきましては、2款事業費の維持管理費において投資・財政計画策定支援業務委託料として66万円の増額、6款予備費で119万5千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件について討論を省略したいと思います。異議ありま

せんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。

これから議案第37号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第37号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時01分

議長(宮城安志)

再開します。

日程第10

議案第38号・伊是名漁港海岸区域内の公有水面埋立についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第38号・伊是名漁港海岸区域内の公有水面埋立についての提案理由の説明をいたします。

次のとおり公有水面埋立法第3条第1項の規定により沖縄県知事から意見を求められたので、異存のない旨答申したいため、議会の議決を求めるものであります。令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。

記としまして、1. 出願人、2. 位置、3. 埋立面積、4. 埋立地の用途については、議案書のとおりでございます。

提案理由、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、公有水面埋立免許  
出願について意見を述べることにつき、議会の議決を求める必要があるた  
め、本案を提出するものであります。

なお、公有水面埋立免許願書、用地利用計画平面図等も添付されておしま  
す。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

願書についてなんですが、この中身の内容を見ますと、埋立する面積の説  
明資料の中に背後地の中に今個人が使っているいけす、水槽があるわけ  
ですよね、この取扱いについては背後地事業とどのような扱いされるのか、ご説  
明よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。ただいまの質疑はモズクの種付池の事と理解してよろ  
しいでしょうか。

それについては、所有者が二人おりまして、金銭保証で承諾済みが出てお  
ります。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

この埋立する面積には入ってはないわけですが、背後地利用、この辺の複  
合利用計画どういう具合に利用されて、いけすが今後撤去する予定なのか、  
ありのままそのまま使う予定なのか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。今添付されている図面の中に緑地という部分ができあがる予定なのですが、そことの高さの関係で、同じ高さの平面になりますので、そこは撤去させていただいて、一緒に利用するという事で所有者と協議終えております。

撤去で、金銭保証という事ですので、再度どこかに作るかという事を所有者で判断するという事です。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

撤去して、もちろん高さが違うわけですから、撤去されると困るという事ですので、良い背後地になるような計画、あるいはその計画といたしましょうか、どういう計画をされているのか、お聞きします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。願書の中に詳細が分厚いもんですから県に対する願書の中では緑地という広場を設けて利用しては緊急ヘリポートだとか緊急性のある何かに使おうという事で、申請願書は出しております。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。質疑続行中です。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第38号・伊是名漁港海岸区域内の公有水面埋立についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第38号・伊是名漁港海岸区域内の公有水面埋立については、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第39号・沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第39号・沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についての提案理由の説明をいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和4年3月31日をもって沖縄県町村交通災害共済組合を解散することについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、沖縄県町村交通災害共済組合の解散に係る協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を必要とするため本案を提出しました。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本件については、討論を省略したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第39号・沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第39号・沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第40号・沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第40号・沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての提案理由の説明をいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴い別紙のとおり財産を処分することについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分の協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を必要としますので、本案を提出するものであります。

なお、財産処分帰属については、別紙のとおりであります。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本件については、討論を省略したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

討論を終わります。

これから議案第40号・沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第40号・沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第41号・沖縄県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第41号・沖縄県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議についての提案理由の説明をいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、構成団体と協議をするため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、沖縄県市町村総合事務組合の共同処理する事務に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出するものであります。

なお、変更する内容については、新旧対照表のとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、討論を省略したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号・沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第41号・沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第42号・工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第42号・工事請負契約についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事（R3-1工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、2. 契約の方法、3. 契約の金額、4. 契約の相手方等については、議案書のとおりでございます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名村簡易水道事業配水管布設工事（R3-1工区）の請負契約の締結については地方自治法第96条第1項第5号及び伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要としますので、この議案を

提出するものであります。

なお、工事請負契約書の写し、工事概要等は添付されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

討論を終結します。

これから議案第42号・工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号・工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第43号・工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第43号・工事請負契約についての提案理由の説明をいたします。

伊是名小学校校舎改築工事（機械設備）について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、2. 契約の方法、3. 契約金額、4. 契約の相手方については、議案書のとおりでございます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名小学校校舎改築工事（機械設備）の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要としますので、この議案を提出するものであります。

なお、工事請負契約書の写し、工事概要、平面図等については、添付されているとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号・工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号・工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第16

議案第44号・工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第44号・工事請負契約についての提案理由の説明をいたします。

伊是名小学校校舎改築工事（電気）について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、2. 契約の方法、3. 契約金額、4. 契約の相手方については、議案書のとおりでございます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名小学校校舎改築工事（電気）の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出するものであります。

なお、工事請負契約書の写し、工事概要、平面図等については、添付されているとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号・工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号・工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第17

議案第45号・財産の無償貸付の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第45号・財産の無償貸付の変更についての提案理由の説明をいたし

ます。

財産の無償貸付け（令和２年８月３日議決）の一部を変更したいので、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により議会の議決を求めます。

令和３年９月１３日提出、伊是名村長 前田政義。

記、１．無償貸付け財産、２．貸付の相手方については、議案書のとおりでございます。

提案理由、沖縄県農業協同組合伊是名支店長との無償貸付の契約を行っているが、補助事業を導入するにあたり、農家へ貸し出す必要がある。

よって当初面積から農家へ貸し出す面積を除外する必要があります。この議案を提出するものであります。よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議がないようですので、討論を終わります。

これから議案第４５号・財産の無償貸付の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第４５号・財産の無償貸付の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第１８

議案第４６号・辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第46号・辺地総合整備計画の変更についての提案理由の説明をいたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別添のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業費の額及び辺地対策事業債の予定額の変更、また、子育て環境づくり整備事業の追加をするため、本案を提出するものであります。

なお、第2次変更計画書新旧対照表も添付してございます。よろしく願いします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第46号・辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号・辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第19

議案第47号・伊是名村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを

議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第47号・伊是名村手数料徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村手数料徴収条例（平成12年条例第23号）を別添のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条の規定により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が改正され、個人番号カードの手数料の徴収の事務について、地方公共団体情報システム機構から市町村長に委託することができる旨の規定が新設されたため、条例の一部を改正しなければならないので、本案を提出するものであります。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、討論を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号・伊是名村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号・伊是名村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午後3時35分）

令和3年第3回伊是名村議会定例会会議録 第2号				
招集年月日	令和3年9月14日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会	開会	令和3年9月14日	10時28分	議長 宮城安志
議長の宣告	散会	令和3年9月14日	11時55分	議長 宮城安志

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

10番	潮平そのみ	1番	前川秀和
-----	-------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	書記	島瑞紀
--------	------	----	-----

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

県産品の優先使用について（要請）
コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
物品購入契約の締結について（臨海ふれあい公園北側広場遊具及び健康器具等設計・設置工事）
工事請負契約について（臨海ふれあい公園北側広場遊具及び健康器具等設計・設置工事）
令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年第3回伊是名村議会定例会議事日程（第2号）

1. 開 議 午前10時28分

2. 付議事件及び順序 令和3年9月14日（火）

日程番号	議案番号	件 名
1	陳情第1号	県産品の優先使用について（要請）
2	発議第5号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
3	議案第48号	物品購入契約の締結について（臨海ふれあい公園北側広場遊具及び健康器具等設計・設置工事）
4	議案第49号	工事請負契約について（臨海ふれあい公園北側広場遊具及び健康器具等設計・設置工事）
5	認定第1号	令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
6	認定第2号	令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
7	認定第3号	令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
8	認定第4号	令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
9	認定第5号	令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
10	認定第6号	令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
11	認定第7号	令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
12	認定第8号	令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（宮城安志）

ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時28分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第1

陳情第1号・県産品の優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。陳情第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

陳情第1号の理由及び趣旨については、お手元に配付しているとおりでございます。朗読は省略いたします。

それでは、陳情第1号・県産品の優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。本件は、採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号・県産品の優先使用について（要請）は、採択することに決定いたしました。

日程第2

発議第5号・コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。前田清議員。

8番（前田 清議員）

皆さん、おはようございます。

発議第5号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

提出者 伊是名村議会議員 前田 清

賛成者 伊是名村議会議員 潮 平のみ

賛成者 伊是名村議会議員 伊 禮 正 徳

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実  
を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により、議会の議決を得たいので提出する。

なお、意見書を読み上げて趣旨説明といたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める  
意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナ

ナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応するべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

令和3年9月13日

伊 是 名 村 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

総 務 大 臣

経 済 産 業 大 臣

内 閣 官 房 長 官

経 済 再 生 担 当 大 臣

宛

以上でございます。

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。

お諮りします。本案について質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これから発議第5号・コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第5号・コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第48号・物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第48号・物品購入契約の締結についての提案理由の説明をいたします。

油圧ショベル購入について、次のように財産を取得したいので地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、2. 契約の方法、3. 契約金額、4. 契約の相手方については、議案書のとおりでございます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、油圧ショベル購入については伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を必要としますので、この議案を提出するものであります。

なお、物品売買契約書の写し、並びに事業概要等については添付されているとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

ただいま村長から説明がありましたが、これだけ高額な重機ですけど、これをいま購入した場合の格納庫とか、倉庫とかあるのか、お伺いいたします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。格納するスペースについては、既存の焼却施設の製糖工場側の方にスペースがありますので、そこに格納するということです。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

場所が海岸の側ということもあって、錆びが今後も早くくるといいますので、格納庫とか、もし購入した場合は、管理方面でぜひ気をつけて、長い目で使うような感じでもよろしく願います。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

いま最後のページの事業概要の方でオプション装備が1から6まであるんですけども、今回はつかむというリブラーと言っているような装置、それがメインだというふうにも聞いたんですけども、このオプションの中でそれは何にあたるのか、その辺、ただの油圧ショベルだけなのか、説明していただきたいと思います。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。配布しております事業概要6のオプション装備の③にあります機械式クロフォーク（Aロック）というのが通常呼ばれているつかみ機という装備でございます。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

この方は自在式、回転したりそのままいろんなものがあると聞いているんですけども、今回は導入型式なのか、その辺を教えてください。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

質問にお答えします。今回導入しますのは、固定式のつかみ機となっております。目的は処分場にストックされています生ごみの分別に使用しますので、固定式でも大丈夫ということで装備しております。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時50分

議長（宮城安志）

再開します。

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

この説明書にあるつかみ機ですか、それについて固定式では裁断は伴っていないという説明だったんですけども、ぜひ、その辺、村長さん効果の出やすいような機械を再度、アタッチメントですので変更も可能だと思います。

その辺、事業に該当しない、又は効果も変わらないというんだったら、それでいいと思うんですけども、価格もまたどうなのか、比較されていませんでわかりませんが、その辺の比較等もやられて、ぜひいい事業展開できるように要望しまして質問を終わります。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

確認なんですけど、この機械には、たぶん免許が必要だと思うんですけど、現在、職員の中に免許取得者は何名ぐらいいるのか、いないのであれば、今後講習とか行かせて取得させるのか、その辺、確認をお願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。現在、会計年度任用職員の中で資格者、車両系二人います。その他に職員が3名配置されていますけれども、この3名とも今回8月の何日かで終わるんですけど、3名とも車両系の免許を取る予定でございます。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

お伺いします。実は、最終処分場、既に出てから10年以上なると思うんですけども、先月、中は見ることでできなかったんですけど、ちょっと気になって、どういうふうになっているかなということで係には聞いたんですけど、まさか、こうしてショベルカーが出てきたということなんですが、私は大変いいことだと思って、早めに対処して、この処理場が早く焼却されて、元の処分場のあり方になってほしいなと思っている次第です。

いま10年過ぎてから、そこに仮置きされているものがだいぶ溜まっていますけれども、何割ぐらい溜まっているのか。大体の目安でいいですから、ちょっと見ることでできなかったんですけども、それがこれから始まるとなると、今現在ユンボが何か入っているのかどうか、それと部分〃焼却しているのか。実は、これは残渣十何年か計画されている状況なんです。ですから、そういうことでさらにさらに使えるかなと思っている状況ですけども、焼却はそれをやって、いまの焼却と合わせると、かなりの年月かかるかなと私は予想するんですけど、そのあたりはどういった焼却の方法をもっていく予定なのか、何年ぐらいでという計画は出ているのか、お伺いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。議員ご質問の最終処分場ができたのが

平成23年頃だったと思います。ごみ焼却施設より1年早めにそこはできておまして、そこに当時かなりの混合廃棄物と言いますか、仮置き、いま現状として変わらない状況で入っています。

令和2年度はモデル事業の中で、その量がそのときに測定されております。すみません、手元に資料がなくてはっきりとした数値は答えできないのですが。

そのモデル事業の中で、確か2年か、そのぐらいの計画で今のものを一旦出して、島内で焼却処分できるものは島内で焼却処分する。できないものに関しては、いま現状どおり、島外に出しての処分をする計画であります。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

わかりました。それと旧処分場が隣にあるんですが、そこの方は現在閉鎖されて入れない状況なのか、そこにあったのも今移されているのかどうか、これからまた焼却するのか、そのあたり確認です。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

旧処分場については、現在そこへの搬入は一切行っておりません。ゆくゆくではありますが、そこも客土等をしながら、たぶんそこで入っているものを処分しないといけないと思っています。

ただ、現状は最終処分場の方から先にやらないといけない状況ではあるかなと思っています。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

最後に確認したいと思います。機械の使用目的をもう少し詳しく説明できますか。

議長（宮城安志）

もう一度確認します。どの機械の。

8番（前田 清議員）

使用についての使用内容の説明をお願いしたい。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ご説明いたします。今回の事業に関しては、先のモデル事業が基本となっておりますので、そこにあるのは、いま最終処分場にある混合ごみの適正処理を行う予定です。

その方は、現状あるごみ焼却というか、施設全体のごみ分別とか、そういうのに使っていくということです。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

その後の使用で確認はできたわけなんですけど、先程、宮城議員と似たような質疑で、アタッチメントの件で気にかかった面で聞くわけではありますが、今回のアタッチメントのオプション、クロフォークですか、この機具は挟んで一時的によけたり、そういう事をする機具だと認識はするわけではありますが、せっかく廃材とか受け入れていますよね。実際いま受け入れている現状で、それを仕分けしたりとか、利用価値はたくさんあるかと思うんですけど、実際に例えば大きくて長い木の丸太とかよけながら切って、いま小さい焼却炉がありますが、そこで処理するかと思うんですけど、やはり細かく切ったりそういう機具を一緒につけて購入するべきではなかったかなと思うんですけども、今はこの処分場の中のを撤去すればそれでいいかもしれない。いずれは、その施設の機具として再利用する事もこれから十分ある。アタッチメントオプションも付けて一緒に当初で考えていくべきだったかなと思います。

また、それを付けたと仮定した場合には、たくさんの労力、費用も軽減されることも十分考えられるわけなんですよね、その辺還元化含めてどうで

しょうか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。宮城議員からも同じようなご質問がいまあったんですけれども、繰り返しの答弁になると思うんですが、モデル事業を基本として導入した機械でございますので、その上で契約の変更とか、その辺がきくかどうかは検討して、今後進めていければと思っています。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

今おっしゃられたように、ぜひそれはいろいろな面で予算的な措置も軽減されるし、そこで働く能力もだいぶ緩和されるかなと思ったりします。

そして先程申し上げたように小さい焼却炉、その活用もできるんじゃないかと思しますので、ぜひ、村長、これも含めてどうでしょうか。行政の長がそういうことも考えて、今後これも一緒に考えていくべきかなということ、を僕は思うんですけど、いかがでしょう。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

今回購入する機材もより効率的に施設利用していきたいというふうに考えています。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号・物品購入契約の締結についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第48号・物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時09分

議長（宮城安志）

再開します。

日程第4

議案第49号・工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第49号・工事請負契約についての提案理由の説明をいたします。

臨海ふれあい公園北側広場遊具及び健康器具等設計・設置工事について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、2. 契約の方法、3. 契約金額、4. 契約の相手方については、議案書のとおりでございます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、臨海ふれあい公園北側広場遊具及び健康器具等設計・設置工事の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要としますので、この議案を提出します。

なお、工事の概要及び設計・施工一括しての建設工事請負契約書の写しも添付しています。よろしくお願いたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

確認のために素晴らしい遊具取り付け、運動器具とか書いていますけれども、その中に親子で楽しく遊べるような安全な看板設置とかも入れた方がいいんじゃないかなと思いますけど、その辺はどのような考えですか。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

議員の質疑にお答えいたします。内容の方には記載はないんですけど、それぞれに大型遊具、幼児用の遊具、ベーシック遊具、健康器具、その前には注意看板の方を設置する予定ということです。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

伊是名村に遊具がなくなってから結構なりますが、今度また新しい施設が整備されると、親御さん初め子どももいる家庭からも大変喜ばしいことだと思います。

この施設整備に伴って、今後、管理条例も制定されて、管理者を設置するのか。また、どんな管理といいますか、やはりここが一番大事ことだと僕は思っています。そのあたりはどのような感じなのか、お願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

議員のご質問にお答えいたします。公園の遊具関係については、近年、年1回の安全点検というのが義務づけられていまして、今回プロポーザルで指名した業者さんは、日本公園施設業協会に加盟している沖縄の業者さんでありまして、そちらには公園施設整備の安全管理士という資格を所持した方が在籍しております。それに伴って、管理の方は村でやりますが、年1回の定期

点検を実施して、安全な遊具管理に努めていく予定であります。

ちなみに、今回契約をしていただく業者さんは、5カ年間無償安全点検ということも示しておりますので、今回プロポーザルで高い得点を取って落札しております。以上です。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

一応その関係は理解しました。併せて追加で聞きたいんですが、ここの遊具自体の保守管理等は、先程答弁されたので理解しますが、実際できた後、その施設の指定管理等、あるいは人件費をかけて管理するのか、また管理者を置いて施設を管理するのか。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

現在、商工観光課の方で管理を行っておりますが、指定管理をするのかという方針はまだなくて、今後、設置したら日常点検等はうちの課の方で実施しますが、そこに常時人を置いて管理ということは、現在まだ検討はされていない状況です。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

ぜひ、これも今後せっかく施設も造るんだから、やはり安全が第一でありますので、施設を整備したにも関わらず、そこに見守る管理者等が配置できないと意味がないといえますか、万が一のこともやはり行政の立場としては頭に入れて、施設整備を図らないといけないのは当然のことですから、ぜひ今後それもちょうんと整備してもらい、村の皆様からいいものがあったんだと、そしていつでも遊びに行けるんだと、そういう褒め称えられるような施設整備を図ってもらいたいなと思っております。終わります。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えします。今回、整備するにあたってその後の管理方法とか、請け負った業者さんが管理方法とか、点検表とか、そういったものを教えてくれるということなので、それに沿って日常点検等を商工課の方でしっかりやっていきたいと思います。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号・工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号・工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第5

認定第1号・令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第1号・令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款村税から21款村債までの歳入合計は、予算現額33億5、

821万5千円に対する収納率は97.11%となっています。

歳出においては、1款議会費から13款予備費までの予算現額33億5,821万5千円に対し、支出済額が28億8,823万円で、予算執行率86%となっています。

当該年度決算における形式収支額は、歳入歳出差引額3億7,277万4千円の黒字で、翌年度に繰り越すべき財源を除いて実質収支額も3億3,583万1千円の黒字となっております。

実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支の3,683万1千円の黒字、さらに単年度収支に財政調整基金への積立が2億円を加え、基金繰越取崩額1億8,420万2千円を差し引いた実質単年度収支についても5,262万9千円の黒字となっております。

また、実質公債費比率は、前年度に比べ1.2ポイント増の6.7%となっています。

認定第1号につきましては、監査委員の決算審査意見書に掲げられた指摘事項等について厳粛に受け止め、適切な対策を講じ、今後の財政運営に努めてまいる所存であります。

なお、認定に付するにあたり、決算審査の資料として主要施策の成果説明書及び基金の運用状況調書を同時に提出しております。

以上、認定第1号の概要について申し上げましたが、令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、本件については、決算審査特別委員会を設置し、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、ご質疑をお願いします。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号・令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、認定第1号・令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

続いて、お諮りします。認定第1号・令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査とするため、議長及び議選監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、議長及び議選監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

#### 日程第6

認定第2号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第2号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款国民健康保険税から11款諸収入までの歳入合計は、予算現額2億6,144万円に対し、収入済額2億5,734万円で、予算現額に対する収納率は98.43%となっています。

歳出においては、1款総務費から10款予備費までの予算現額2億6,144万円に対し、支出済額が2億2,783万5千円で、予算執行率87.15%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額2,950万5千円の

黒字となっており、前年度実質収支2,632万7千円を差し引いた単年度収支も317万8千円の黒字となっています。

以上、認定第2号の概要について申し上げましたが、令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、ご質疑をお願いします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第7

認定第3号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第3号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、別添、歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款後期高齢者医療保険料から6款諸収入までの歳入合計

は予算現額1,490万9千円に対し、収入済額1,470万2千円で、予算現額に対する収納率は98.61%となっています。

歳出においては、1款総務費から4款予備費までの予算現額1,490万9千円に対し、支出済額が1,418万3千円で予算執行率95.13%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額51万9千円の黒字となっておりましたが、前年度実質収支50万2千円を差し引いた単年度収支は1万7千円の黒字となっています。

以上、認定第3号の概要について申し上げましたが、令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定であります。その点をお含みの上、ご質疑を願います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第8

認定第4号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第4号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款事業収入から7款村債までの歳入合計は、予算現額1億9,982万9千円に対し、収入済額1億9,083万6千円で、予算現額に対する収納率は95.50％となっています。

歳出においては、1款総務費から6款予備費までの予算現額1億9,982万9千円に対し、支出済額が1億8,191万1千円で、予算執行率91.03％となっています。

当該年度決算における形式収支額は、歳入歳出差引額892万4千円の黒字で、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額の891万4千円の黒字となっておりますが、前年度実質収支1,309万8千円を差し引いた単年度収支も418万4千円の赤字となっています。

以上、認定第4号の概要について申し上げましたが、令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき議会の認定を求めます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。よろしくお願ひいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、ご質疑願います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

#### 日程第9

認定第5号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第5号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款事業収入から6款村債までの歳入合計は、予算現額1億763万8千円に対し、収入済額1億877万4千円で、予算現額に対する収納率は101.06%となっています。

歳出においては、1款総務費から6款予備費までの予算現額1億763万8千円に対し、支出済額が1億291万9千円で、予算執行率95.62%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額585万5千円の黒字となっており、前年度実質収支380万3千円を差し引いた単年度収支も205万2千円の黒字となっています。

以上、認定第5号の概要について申し上げましたが、令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。よろしくお願ひいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、質疑をお願いします。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第10

認定第6号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第6号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款施設使用収入から4款繰入金までの歳入合計は、予算現額1,418万4千円に対し、収入済額1,450万6千円で、予算現額に対する収納率は102.27%となっています。

歳出においては、1款事業費から2款予備費までの予算現額1,418万4千円に対し、支出済額が721万4千円で、予算執行率50.86%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額729万2千円の黒字となっており、前年度実質収支444万9千円を差し引いた単年度収支は284万3千円の黒字となっています。

以上、認定第6号の概要について申し上げましたが、令和2年度伊是名村港

湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、ご質疑を願います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第11

認定第7号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第7号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款事業収入から7款諸収入までの歳入合計は、予算現額4億14万3千円に対し、収入済額4億2,426万4千円で、予算現額に対する収納率は106.03%となっています。

歳出においては、1款総務費から6款予備費までの予算現額4億14万3千円に対し、支出済額が3億8,136万3千円で、予算執行率は95.31%と

なっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額4,290万1千円の黒字となっておりますが、前年度実質収支5,042万9千円を差し引いた単年度収支は752万8千円の赤字となっています。

以上、認定第7号の概要について申し上げましたが、令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、質疑をお願いします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第12

認定第8号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第8号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款財産収入から5款諸収入までの歳入合計は、予算現額1,187万3千円に対し、収入済額1,139万6千円で、予算現額に対する収納率は95.98%となっています。

歳出については、1款総務費から4款予備費までの予算現額1,187万3千円に対し、支出済額が960万円で、予算執行率80.86%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額179万6千円の黒字となって、前年度実質収支117万3千円を差し引いた単年度収支も62万3千0円の黒字となっています。

以上、認定第8号の概要について申し上げましたが、令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

令和3年9月13日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。  
議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定であります。その点をお含みの上、質疑をお願いします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これより決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時54分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告をいたします。休憩中の決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長に届いておりますので、報告します。

委員長に10番潮平そのみ議員、副委員長に9番東江克伸議員が互選されました。これで報告を終わります。

お諮りします。決算審査特別委員会のため、本日9月14日午後から9月15日は、休会としたいと思えます。

また9月16日は、決算審査特別委員会の会議録の作成のため休会としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、本日9月14日午後から9月16日は休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午前11時55分）

令和3年第3回伊是名村議会定例会会議録 第3号				
招集年月日	令和2年9月17日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会	開会	令和3年9月17日	10時03分	議長 宮城安志
議長の宣告	閉会	令和3年9月17日	15時49分	議長 宮城安志

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川 秀和	出席	8	前田 清	出席
2	宮城 義秀	〃	9	東江 克伸	〃
3	仲田 正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江 清和	〃	11	宮城 安志	〃
6	東江 源也	〃			
7	伊禮 正徳	〃			

会議録署名議員

10番	潮平そのみ	1番	前川 秀和
-----	-------	----	-------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良 和彦	書記	島 瑞紀
--------	-------	----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	前田 政義	農林水産課長	前田 秀光
副 村 長	奥間 守	建設環境課長	末吉 長吉
教 育 長	照屋 巧	教育振興課長	兼元 清永
総務課長	諸見 直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里 篤	商工観光課長	神田 宗秀
企画政策課長	前川 栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和3年9月17日

令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について
一般質問
伊是名村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

令和3年第3回伊是名村議会定例会議事日程（第3号）

1. 開 議 午前10時3分

2. 付議事件及び順序 令和3年9月17日（金）

日程番号	議案番号	件 名
1	認定第1号	令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
2	認定第2号	令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
3	認定第3号	令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
4	認定第4号	令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	認定第5号	令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	認定第6号	令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
7	認定第7号	令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
8	認定第8号	令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について
9		一般質問
10	選挙第1号	伊是名村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

令和3年第3回伊是名村議会定例会一般質問通告書（総括）

質問者	質問事項	質問の相手
潮平そのみ	男女共同参画について	村長
東江清和	交通安全対策について	村長
伊禮正徳	1. 文化財の保護・活用について 2. 生活環境の充実について	村長
東江克伸	村の情報発信について	村長
宮城義秀	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける漁業者への支援について	村長

議長（宮城安志）

これから本日の会議を開きます。 (午前10時03分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第1

認定第1号・令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第8．認定第8号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで一括して議題とします。

なお、討論、採決は、個別案件ごとに行います。

それでは、日程第1．認定第1号・令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第8．認定第8号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定までについて、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、潮平そのみ君。

決算審査特別委員会委員長（潮平そのみ議員）

決算審査特別委員会委員長報告。

本特別委員会は、9月14日、15日の2日間の日程で、審査を行いました。委員長報告を行いますので、よろしくをお願いします。

それでは、あらかじめ配付しました委員会審査報告書を読み上げて報告に代えさせていただきます。

令和3年9月17日、伊是名村議会議長 宮城安志様。決算審査特別委員会委員長 潮平そのみ。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

なお、事件番号、件名、審査結果の順に報告申し上げます。

認定第1号・令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第2号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第3号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第4号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第5号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第6号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第7号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第8号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

次に、決算審査特別委員会における審査の概要を申し上げます。

本委員会は、村長から提出されました決算書、実質収支に関する調書、公有財産調書、主要施策成果説明書、決算付属書類、決算審査意見書、健全化比率及び資金不足比率審査意見書等をもとに、議決された予算がその趣旨と目的にしたがって適正にそして効率的に執行されたか、財源の確保など決算の着眼点を念頭に置きながら、慎重に審査を行いました。

以下、決算認定に当たっての質疑概要を申し上げます。

認定第1号・令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について。

1 本会計について3点ほどお聞きしたい。

1点目、収入未済額が多いように思われるが、どのように対処されているのかお聞きしたい。

2点目に未納者に対しどのような徴収方法を取っているのか伺う。

3点目に不納欠損処理の方法について伺いたい。

これまでには、高額の未納者に対し訪問徴収等を行っていたが現在も訪問しているのか。それとこのような方々に対しては、職員だけではなく村長及び副村長あたりが一緒になって訪問したら早急に納入してもらえると考えるかどうか。又、今後の徴収及びその対処方法について議会に報告することは

できないか伺う。

最後は、税の公平性を保つためにも徴収努力を惜しまず頑張られることを願います。

2 軽自動車税についてお聞きします。自動車税において未納及び不納欠損が起こる状況の説明をお願いしたい。又、税金を滞納している車が何台あるのか、未車検の車が伊是名村内を走行している状況であり、交通安全の観点からも非常に危険であるので警察とタイアップして取り締まることはできないか。

3 村営住宅の家賃滞納状況について滞納額が多いように思われるが、村全体で住宅が何世帯有り、未納世帯が何世帯で全額納付者が何世帯あるのかその説明と今後の対応について説明願いたい。

4 本決算意見書の性質別歳出の状況によると、義務的経費及び投資的経費、その他の経費において義務的経費と物件費を合計すると50%程になっている物件費については、何もしなくても年々上昇しますので職員の皆様が認識し、予算の組み方を考えて不要なものを計上しない、使わないといった考えのもと、いま一度見直しし、不用額については早めに補正を行うことが適切な予算執行だと思うが、又、次年度に向けての今後の取り組みについて説明願いたい。

5 交通安全対策費について、活用方法について説明願いたい。

6 雑収入の沖縄県保険広域連合清算金及び後期高齢者医療広域連合にかかる共通経費清算金、国民健康保険特別会計償還金について説明願いたい。

7 歳出の3款1項6目の備品費及び9款3項2目扶助費について説明願いたい。

8 総務費の公有財産購入費について説明願いたい。

9 決算意見書より公債費比率が前年度より上がっているように見受けられるが、今後大型工事の負担分の起債等もあることから見通しと計画について伺う。

認定第2号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

1 本決算内において、予備費充用が非常に多いが当初予算及び補正予算等において対処できなかったのか。又、予知していない執行があったのか説明願いたい。

認定第3号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

1 後期高齢者医療保険の加入者数及び普通徴収、滞納繰越にかかる人数についてお教え願いたい。又、本村において保険料の2割負担をしている被保険者は何名いるのか。

認定第4号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1 本決算書の維持管理費の委託料について、12月に報酬から組み替えされた金額かと考えるが、それで間違いないか。又、不用額について他事業において処理したためとあるが、その調整は3月議会に間に合わなかったのか、いつ頃その調整をし補正に間に合わず不用額としたのか説明願いたい。

2 決算書の事業収入について、収入未済額があるがその徴収できなかった要因について説明願いたい。又、未納者に対し給水停止処分を行ったのか。行ったのであればその件数について併せて説明願いたい。

3 決算書の施設整備費の工事費の不用額について、そのいきさつについて説明願いたい。

4 収入未済額について、業務用で発生した状況及び経緯について説明願いたい。工事費について村内の給水供給区域にあるのか併せて説明願いたい。

5 決算意見書において、実質収支比率が偶数及び奇数年度で変化しているのはどうしてか説明願いたい。

認定第5号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1 収入未済額調書について、業務用があるが業務用の未納について、どういった要因で未納が生じたのか伺いたい。

2 集排について、水道同様引き込み申請があったのか。又、配水区域外への引き込みについて対処するのか説明願いたい。

認定第6号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

- 1 物産センターの一部区域について未だ空き状態にあるが今後の利用状況及び計画について説明願いたい。
- 2 物産センターについえ、非常に老朽化が進んでいるのに修繕計画はないのか。又、同施設の食堂について無料で利用者に貸し付けることについては進んでいるのか説明願いたい。

認定第7号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

- 1 事業収入について、旅客運賃から自動車航送料について前年度との比較について説明願いたい。又、本村への旅客者数について伺う。
- 2 決算書の一般管理費の使用料及び賃貸料の電話機の賃貸料について説明願いたい。
- 3 令和元年度と令和2年度及び令和3年度予想される決算額見込額についてどのようになるかお教え願いたい。

認定第8号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

- 1 歳入の貸付金元金収入の未収入未済額（現年度及び過年度分）の件数と人数について説明願いたい。
- 2 過年度分の未収分は、何年度分から未収があるのか説明願いたい。又、返還の最長年数は要綱でどのようになっているのかお教え願いたい。

以上で、決算審査特別委員会の審査概要を申し上げて、委員長報告といたします。

議長（宮城安志）

これで委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま報告のありました、令和2年度各会計の決算審査については、議長及び議選監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会による審査のため、運営基準に基づき、委員長報告に対する質疑は、省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、委員長の報告に対する質疑は、省略することに決定いたしました。

それでは、これから日程第1．認定第1号・令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、認定第1号・令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和2年度伊是名村一般会計決算の状況は、歳入総額32億6,100万3千円、歳出総額は28億8,823万円で、差引残額3億7,277万3千円となり、うち3,694万3千円が翌年度に繰り越されるべき財源となるため、実質収支額は3億3,580万円の黒字となっている。

決算概要については、決算特別審査委員会において活発な質疑が行われ、各款の執行状況等も確認することができました。

例年の一般会計の指摘には、流用や不用額、村税の目には過年度未済額が目立つ部分もあります。

しかし、各会計連携した公民館における徴収などの成果もあり、あとから徴収率は年々高くなっていることと評価いたします。

令和2年度の4月スタート早々から新型コロナウイルス感染症が世界を震撼させ、現在も収束に至らない村民には大変厳しい経済的打撃を受け、生活環境が続いています。

そのような中の村民の生活を守る新型コロナウイルス対策本部が設置され、職員は業務も過重な勤務体制となり、予算執行にも大変努力の決算と高く評価いたします。

どうぞ引き続き、コロナ禍が続いていますが、本決算を踏まえ、村民への行政サービスを最大限に発揮されますことを期待申し上げ、認定第1号については、賛成といたします。

議長（宮城安志）

他に討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

これで討論を終わります。

これから認定第1号・令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立多数)

起立多数です。よって、認定第1号・令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第2. 認定第2号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番(宮城義秀議員)

それでは、認定第2号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

本決算は、歳入総額2億5,734万157円、そして歳出総額が2億2,783万5,405円、実質収支額が2,950万4,752円の黒字となっております。

皆様ご承知のとおり、国民健康保険制度は、主として農民や漁民、自営業者などを対象とする医療保険であり、医療費などの支出に対して、自己負担が軽減され、安心して医療が受けられる大変いい制度であります。

本決算では、平成30年度の収納率75.9%に対し、令和元年度では76.3%、そして令和2年度では87.7%と毎年収納率の改善が見られます。今後もますます健全で安心できる制度運営に期待して、認定第2号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成いたします。

議長（宮城安志）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立で行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第2号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第3．認定第3号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

認定第3号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

本決算は、歳入総額1,470万2,212円、歳出総額1,418万2,886円、実質収支額51万9,326円の黒字となっております。皆様ご承知のとおり、後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する医療保険で、約1割の負担で安心して医療が受けられる大変いい制度であります。

また、本決算では、平成30年度の収納率が92.2%、令和元年度では96.6%、そして令和2年度では96.8%と、毎年の収納率が大変高く健全に運営できていると思います。

よって、認定第2号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成いたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第3号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第4．認定第4号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

認定第4号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

本決算は、歳入総額が1億9,083万5,517円、歳出総額が1億8,191万1,187円、実質収支額で891万4,330円の黒字決算となっております。

本決算は適正に執行され、健全な運営がなされております。

また、海水淡水化施設も完成間近となり、並行して水道管布設替え工事も着々と進んでおります。村民の皆様は、一日も早く各家庭に良質な水が供給され、快適な生活環境が整うことを待ち望んでいるところであります。

よって、令和2年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第4号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第5．認定第5号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

それでは、認定第5号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

本決算は、歳入総額1億877万3千円、歳出総額1億291万8千円で、実質収支額585万5千円となっております。

前年度実質収支額380万4千円を差し引くと、単年度収支額においては205万1千円の黒字で、健全な会計運営がなされていると考えます。

また、伊是名西部地区更新事業においても完了し、今後の東部地区実施に向け、早期に取り組みを期待し、私は認定第5号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に賛成いたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第5号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第6．認定第6号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

それでは、認定第6号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の歳入総額1,450万5,526円、歳出総額721万3,800円、歳入歳出差引額729万1,721円の決算に賛成の討論を行います。

本会計は、荷捌き施設を中心とした港湾施設整備事業で整備しました建物、それから観光物産センターの管理を主にした会計であります。

今度とも観光物産センター、あるいは荷捌き施設の適正な管理に努めていただきまして、そして本施設は我が伊是名島の玄関口でありますので、利用者が快適に利用できるような適切な管理に努めていただきますよう希望しまして、本決算に賛成の討論を行います。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第6号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第7. 認定第7号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。6番、東江源也議員。

6番(東江源也議員)

認定第7号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

歳入総額4億2,426万4,241円、歳出総額3億8,236万2,825円、実質収支額4,290万1,416円の黒字となっており、良いことだと思います。

新型コロナの影響がまだまだ続くと思われませんが、本村にとって、船の定期運航は人の移動はもちろん、物資、物流、ありとあらゆる面での島の経済その他を支えているものだと思います。

今後も安心安全運航をモットーに頑張ってください。

また、船舶運航事業に携わる皆様方には健康管理を十分注意なされて職務に努められますよう、お願いいたします。以上、私の賛成の討論といたします。

議長(宮城安志)

他に討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第7号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第8. 認定第8号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。8番、前田清議員。8番(前田 清議員)

認定第8号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

本決算の内容は、歳入歳出に対し179万5千円の実質収支黒字になっております。

また、この会計は本村の子どもたちの将来を担う人材育成を図る資金援助会計とっております。また、この会計制度を大きく活かし、子どもたちに学び舎と夢、希望を与える大切な会計だと言っても過言ではありません。

引き続き、健全な運営を図ることを切に期待したいと思います。よって、私は令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算について、認定賛成いたします。

議長(宮城安志)

他に討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算

の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第8号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午後 1時35分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。5名の議員が一般質問通告を行っております。順次、発言を許します。10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

皆様、こんにちは。今日は、中学生が皆さん来月の子ども議会勉強のため傍聴に訪れていますので、しっかり頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、質問事項を読み上げます。質問事項、男女共同参画について。

「男女共同参画社会基本法」が施行されて久しいが、わが村においても多くの女性が活躍しているものと思いますが、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されて、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

男女の人権の尊重、又は社会における制度慣行についての配慮を、どのように考えているか下記のことについて伺います。

1) 村の行政においては、女性管理職は何名でしょうか。

2) 船舶職員及び村消防団においては、まだまだ男性ばかりです。今後どのように考えているか伺います。よろしくをお願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

皆さん、こんにちは。それでは、潮平そのみ議員の男女共同参画についてのご質問、まず1点目、村の行政においては、女性管理職は何名でしょうかというご質問にお答えいたします。

現在、課長職が11名のうち、女性管理職は2名となっております。

参考に申し上げますと、課長補佐が2名、係長が1名というふうになっております。

2点目の船舶職員及び消防団員においては、まだまだ男性ばかりです。今後どのように考えているか伺いますというご質問にお答えいたします。

まず、船舶職員の補充については、これまで航海士、機関士等、有資格者を男女を問わず公募して採用してきました。

しかしながら、航海士、機関士等、有資格者を募集してもなかなか応募者がいない状況でありまして、その対応に苦慮しているところであります。

消防団員についても手が少なく、団員の補充にあたっては、大変苦慮している現状であります。

議員ご承知のように、消防団員の職務は災害や救急業務、不慮の事故や火災現場対応等、職務がら大変激務であるということから、これまで女性団員の補充の事例がないというのが実情であります。

しかしながら、男女共同参画社会構築に寄与するという観点から、団員補充の際は男女の別なく募集するよう配慮してまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくをお願いします。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

行政職、課長職が11名のうち2人だとお聞きしましたが、例えば国が2

030年までに女性登用を30%にあげたいと言っていましたけど、その30%、伊是名村については達しているのでしょうか、お伺いします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。ただいま村長が申し上げたとおり、課長職11名中、女性の職員は2名ということで、率にしますと18.2%となっております。

この方、本村の方で掲げている行動計画がありますが、その目標が7年度までに22%という目標を掲げておりまして、それに近づけるように、今後、働きやすいような職場をつくって目標達成に向けていきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

大きな企業をみますと、管理職として女性が部長、課長と、何年にいっぺんとか女性を課長に登用してきているところがあるんです。できれば、村としても女性は相当活躍していますので、女性の活躍の場をもっと増やせたらいいかなんではないかなと思っておりますので、今後ぜひそういうふうに対策を講じていってほしいと思っております。

続きまして、船舶の方で中学生これから進路なんですけれども、水産高校の海洋技術課を目指し進んでいく場合、やはり子どもたちこれから勉強して技術を活かしていけるような、島に帰ってきて島のために何かやりたいなとかという門戸も広げていくこともいいかなんではないかなと思っておりますので、その方法として何か考えていますか。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

できれば、島の後輩たちがこういった人材がいればいいんですけれども、先程おっしゃったように以前から公募しているんですが、女性の船員さんが

少ないという現状もありまして、なかなか島にそういった事例がないんですが、今後、そういった道に進みたい、そしてまた島に帰りたいということがあれば、そのときの状況にもよりますけれども、そういった場合は積極的に採用していければと思っております。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

いまのところまだそういう技術を身につけている人はなかなかいないんですけども、国ではキャプテンとして活躍している女性もいますので、これから先、門戸を広げてほしいなと思っております。

それから消防団においてもこれから少子高齢化が進む中、例えば伊是名村のフェリーは、1時間の航路ですけれども、年寄りが具合悪くなったり、それから妊産婦が気持ち悪いか、修学旅行生が船旅に慣れてなく具合が悪くなって、バス、トイレで倒れた場合、そういうときに女子の船員がいたら救護、そういったのも女性の方が安心して身を任せられるのかなという感じはありますけれども、その辺も今度合同で試験や面接があるみたいなんですけれども、その方でもし伊是名村にという女性がいたら採用考えられますか。よろしくをお願いします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

いま議員がおっしゃったものをいま予定しているんですが、残念ながら今回村の方で募集しているのが行政職を募集しておりまして、船員の方については、今回共同実施では募集しておりませんで、その他に船員の募集等があればそこでまたかけていきたいと思えます。

それからJICA、海外協力隊を終えた方にも、村の方からそういった人材がいなかということと募集をかけていこうかということとでいま検討はしております。以上です。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後1時45分

再開 午後1時47分

議長（宮城安志）

再開します。

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

いま伺いましたように、船舶とか、消防団、やはりまだ年若い子たちとかは、できれば、女性の方がケアした方がいいんじゃないかなと思いますので、例えば、保育園においてもいままで女性の保育士さんが多かったんですけども、平成何年だったかしら、男性の保育士さんも採用されて活躍していますので、これからジェンダー意識として、男性、女性、共に輝けるような仕事のあり方をこれから考えていってほしいなと思っています。

男性が家庭の参画をする。男女が共に子育てや教育にも参加して、働き方改革が進みまして、男女の職場環境が確保されることによって、個人の能力を最大限に発揮されて、一人一人の豊かな人生を展望できるものと私は思いますので、そういったことを鑑みて、ぜひ今後これからも女性の採用、また管理職としてもどんどん採用できるように工夫していってほしいと思います。以上、よろしくをお願いします。質問を終わります。

議長（宮城安志）

これで、潮平そのみ議員の質問は終わりました。

次に5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

マスクをしたら、眼鏡がちょっと曇りますので、マスクを取って質問させていただきます。議長よろしいでしょうか。

議長（宮城安志）

はい。

5番（東江清和議員）

それでは、質問いたします。まず、質問の要旨、交通安全対策について。

村民が日常生活する上で交通安全は非常に関心が高くなっております。

村内の道路において、道路標示の白線「（センターライン）、路側帯、スピード規制表示、止まれの表示」等の路面標示が消えたままの状態であり、車の運転が非常に危ぶまれております。

次に令和2年度に改良された村道南風原線の伊是名村特産品（モズク）最終選別施設の入口付近、そこに係る道路の側溝が防護柵がされてなくて、非常に危険であるという村民からの苦情陳情があります。

次、同じく集落内道路のアスファルト舗装の劣化が非常に目立って、歩行者や高齢者、障害者、今後そういう人たちの移動も増えると思われませんが、自動車、三輪車等の交通安全の確保にも非常に危ぶまれております。

そのままの状態では交通事故がいつ起きてもおかしくない状態で、非常に危険であります。

その点について、地域住民から苦情陳情が寄せられております。その実態を村長は把握されておるのか。対応について、次の4点についてご質問をいたします。

この4点というのは、まず1点目の道路標示について。2点目に村道南風原線の道路側溝に係る防護柵について。3点目、路面劣化による舗装対応、これは伊是名集落、銘苅家を通じる裏の通り、あの辺一带、それから御殿家を挟んで、公民館から南側へ突っ走る道路。

それから4点目、今後、電動三輪車等、四輪車も含めて、台数の実態ももしわかればお願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

東江清和議員のご質問、交通安全対策について、お伺いいたします。

まず、第1点目の道路標示についてお答えします。議員ご質問にありますように、村内道路の一部路線においては、経年劣化等により、道路標示が薄くなっている箇所があります。

道路標示は歩行者やドライバーの安全を確保するために設けられているこ

とから、各路線を調査し、補修等を配慮してまいりたいと考えております。

2点目の村道南風原線の道路側溝に係る防護柵についてお答えいたします。議員ご質問にあります箇所については、漁協組合長からも要望があり、担当課に現場確認と、今後の対応について指示をしてきたところであります。

今後は、担当課からの報告に基づいて随時対処したいと考えております。

3点目の路面劣化による舗装対応について、お答えします。各区の集落道路については、ポットホールや側溝の不具合等により高齢者の方々や電動三輪車利用者の皆さんにご迷惑をおかけしていることは承知をしております。

これまで道路維持管理費を毎年度計上し、予算の範囲内で周辺舗装等を実施しておりますが、引き続き各集落道の損傷具合を調査し、現状を把握した上で計画的に対応していきたいと考えております。

4点目の電動三輪車等の普及実態、台数についてお答えいたします。

本村において高齢者や歩行が困難な方、自動車運転免許証を返納された方々が外出時等の移動手段としてシニアカーを利用しており、村からは予算の範囲内で助成していることは、議員もご承知のとおりであります。

台数としては、現在32台程度確認をしておりますが、実際に利用しているのは25台程でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

まず、道路標示について、今年度当初予算の方で交通安全協会というのがありまして、その予算質疑の中でも私は質問しました。

状況は非常に村内道路は、今回実施される道路も1車線であるということで対向車が来て初めて避けると、中央線がないから、道路の真ん中を走行しているんです。ですから、非常に危険です。今後、あるいはコロナが収束して、観光団も増えた場合、まず一番危険な交通安全、指摘されるのは、その路線標示でありますので、ぜひ村長、対処するということでもありますので、村の一周線、そこが非常にスピードが出て非常に危険です。ぜひ、対策を早めにやっていただきたいと思います。これが起因で事故起きてからでは、

やっておけば避けられたらという状況も出てきますので、その辺ぜひ早めに対処をしていただければと思います。

それは村民からの陳情であります。苦情、あんたたち、この状況わかってるか、議員の先生方と言われておりますが、なかなか解消されないのが現状でありますので、村長よろしく願いいたします。

次に南風原線、そこも担当課に指示をさせるということでもあります。そこはトライアスロンの一番危険箇所、危険と思われる箇所、過去トライアスロン何回か来ておりますけれども、真っ先にマット置いたり、あるいは救護班を配置してということで、非常に危険である。現状を見ると、最近、村内歩け歩け運動でよく歩いております。

ライトもないせいで側溝が非常に危ないです。道路設計上、その辺は指摘できなかったかということも踏まえて、ぜひ早めの対策をしないと、その方も事故が起きてからでは後手後手になりますので、ぜひよろしく願いいたします。

漁協の方も最近、惣菜を始めている関係でお客さんも集中的に来ます。そういう関係もあります。よろしく願いいたします。

それから路面劣化、正規なアスファルト工法はしてないんですが、バラスを敷いて、それに液剤を流すというような方法で造られた路面だろうと私は思いますが、村内一斉清掃のときに、いまは草刈りも機械でワイヤーを使ってやりますので周囲に避難するんですけどね、草刈機使うときは。そういうことで非常に危険です。草刈りのたびに村民から、地域住民から苦情があります。そこもぜひご検討をお願いします。

このコースは商工会が以前フットサル事業ということで、補助事業を導入して歩け歩けで村内村並み保存を歩いて観光案内をするコースにもなっております、いま観光少ないんですが、観光客が来た場合、公民館の前でバスを降りて、歩いて村並みを見学するというコースもありますので、その観点からも非常に悪いイメージを与えますので、そこもぜひ事故のないような方法で早めに対処してもらいたいと思います。

そこは次に出てくる村が普及している四輪カー、三輪カー、シニアカー、

その普及にも影響が出てきます。路面には凹凸劣化しているわけですから、そこを通るとなると、そこを避けて通らざるを得ないと、非常に景観のいいところが劣化しておりますので、そこもぜひご検討をお願いします。

今後、増えるであろう補助金の関係で、高齢者や免許を手放すという人たちにも安心して、村内移動できるような感じでぜひできればと思います。

村長、そういうことで予算は限られているわけですが、調整してそういった対策をよろしく願います。その件について、村長どうですか、トライアスロンになれば非常に感じるわけですよ。ある箇所は畳を置いたり、マットを置いたり、そういうこともありますので、ぜひ村長、課長、よろしく願います。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後 2 時 0 5 分

再開 午後 2 時 1 1 分

議長（宮城安志）

再開します。

5 番、東江清和議員。

5 番（東江清和議員）

担当課長、ぜひ、この件について。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。村道南風原線の既に工事が済んでいる箇所の側溝の件だと承知しています。

この件に関しては、議員質問の前にも漁業組合の方から既に出されていて、村長の指示で調査をいま進めているところでございます。

問題となっている箇所が構内への入口付近の側溝の蓋がないということでご指摘は組合長さんから受けていますので、どのような対応ができるのか、いま担当に指示をして進めているところであります。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

村長から指示があったということですから、早めに対応していただきたいと思います。

次に電動三輪車等の普及、4月から補助規定が適用されて、4月から遡って台数について、上限15万円でしたか、1台当たり補助するということがあります。4月からのこの規定が設けられてからの申込み、あるいは要求された台数等、先程32台中25台は稼働しているということですが、4月からの台数をできたら報告いただきたいと思います。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

議員の質問にお答えします。内容の方は、助成した申請者の数でよろしいでしょうか。4月から伊是名村電動三輪車等購入補助事業に対しまして、現在、申請者が5名、そして交付決定された方が4名ということで、利用されている方がいらっしゃいます。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

いい事業が導入されて、今後、例えばじんさ駐在の方も高齢者については、危険だからということで、免許を返納してもらおうと、あるいは補助事業のあるうちに、いまやったら恩典がありますよということを踏まえて指導しているようですので、ぜひ趣旨も今月号の広報にも載せられていたんですが、ぜひ事故のないようシニアカーの対応、また交通ルールもぜひ指導しながら、交通安全対策をぜひ今後よろしくお願いします。

路線標示については一日も早く危険箇所から随時やっていただきますようお願いして質問を終わります。以上です。

議長（宮城安志）

これで、東江清和議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時 1 4 分

再開 午後 2 時 1 5 分

議長（宮城安志）

再開します。

次に 7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

皆さん、こんにちは。それでは一般質問に入ります前に議長の許可を得まして、私の質問事項の通告書の訂正を 3 点ほどさせていただきたいと思いません。

1 番目の文化財保護活動についての質問要旨、一番上の 1 行目、左側に 1 とありますけれども、これを削除して、2 行目の方に大きい 1 として、お願いしたいと思います。

そして 3 行目、括弧の関連遺産の遺まで括弧となっています。これを「産」を挿入お願いいたします。

そして、その部分の一番最後、ちょうど真ん中ぐらい、村長の見解を伺いますとありますけれども、これは印刷で文字の間隔が大きすぎていますので、訂正してお詫びいたします。

それでは一般質問に入ります。

質問事項 1. 文化財の保護・活用について。伊是名城址・玉御殿を世界文化遺産登録に。

1. 平成 12 年に沖縄本島内の城 5 カ所と関連遺産 4 カ所が「琉球王国グスク及び関連遺産」として登録された。世界文化遺産は偉大な王や英雄が築いた城であることが条件として認定される。

県指定の伊是名城址は乱世の時代に伊平屋・伊是名島を統治していた「屋蔵大主」が築造し、さらにその子孫「鮫川大主」が強化し難攻不落の城にしたという。琉球王朝第一、第二尚氏の始祖は伊平屋島・伊是名島出身であること。私たちは、その歴史が偉大で誇りを持つべきと考えます。

また玉御殿は尚真王代に創設と伝えられ、平成29年に2棟他計4点が「国指定重要文化財」に指定されている。グスクと玉御殿は世界文化遺産に最も相応しく値すると思います。登録にむけ計画し挑戦してはと思いますが、村長の見解をお伺いします。

質問事項2、生活環境の充実について。質問の要旨1. 小学校東側付近は昭和42年頃に教員宿舎等の予定地として造成、以後教員宿舎、村営住宅、保健師住宅等が建設され、現在隣接民間一軒合わせ13世帯の住宅地である。

(1)空地の土地利用計画はないかお伺いします。

(2)元県獣医宿舎が長年空き家となっているが、利活用計画はないか伺いします。

(3)敷地内は排水溝がないため雨天時は路面や所々に水溜まりとなり生活道に住 民は支障を感じていると伺っています。進入路舗装等敷地整備はできない伺いします。

(4)進入路入口と敷地内に街灯設置できないか伺いします。以上、村長よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、伊禮正徳議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の文化財の保護・活用についてお答えします。本村における一連の文化財は、琉球の歴史の流れを終えて、先人たちが守り伝えてきた貴重な文化遺産であります。

議員ご承知のように、村内には国指定2件、国の登録有形文化財1件、県指定9件、村指定31件、合わせて43件の貴重な指定文化財が保護保存継承されております。

そのうち、議員ご質問にあります玉御殿は国指定、伊是名城跡は県指定となっておりますが、その2件の文化財を世界遺産登録に向けて取り組んでみてはどうかということであり、非常に意義のある取り組みであると考えます。

しかしながら、世界遺産登録をするには文化財保護法による国指定の文化財であることが要件となっているため、まずは県指定である伊是名城跡を国指定に格上げすることが必要であります。

そのためには、クリアしなければならない要件として、伊是名城跡の遺構調査、グスク圏域内の埋蔵文化財発掘調査、第一尚氏とゆかりがあるという歴史的背景調査等々を推進していき、客観的価値観を高めていくことが重要であると認識しております。

したがって、その実現に向けては中長期的な調査研究を着実に実施していくことが必要であると考えています。

伊是名城跡、並びに玉御殿の世界遺産登録は、将来的に大きな夢のある構想でありますので、粘り強く取り組み、着実に前進していくよう、鋭意努めなければならないと考えています。

次に2点目の生活環境の改善についてお答えします。まず、小学校東側の教員宿舍用地として造成した土地の利用計画についてであります。

1点目、空地の土地利用計画はないか伺いますというご質問にお答えします。

ご承知のように、この敷地には村営住宅やALT宿舎、県農業改良普及委員駐在宿舎、そして隣接して保健師住宅、教員住宅、元県獣医師宿舎等が建築されています。

それらの建物は、全体的に老朽化しており、建替えや敷地全体の利用計画をしなければならないと考えております。

当面は、新型コロナウイルス感染症対策の一環で療養施設として活用するため、プレハブハウス2棟を建築する予定となっております。

2点目の元県獣医師宿舎が長年空き家となっているが、利用計画はないか伺いますというご質問にお答えします。

元県獣医師宿舎につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、療養施設やテレワークなどに利用できるよう検討しましたが、施設が老朽化していることもあり、改修費用が割高になることが見込まれ、施設利用を断念いたしました。

3点目の進入路舗装等敷地整備はできないかというご質問にお答えします。ご質問にありますように、敷地内の一部には排水溝が設置されておりますが、全体的に排水施設が十分でない現状であります。

そのため、大雨の度ごとに道路資機材等が流出して路面が損傷を受け、その都度、補修しているところであります。

そのため、付近住民にご迷惑をおかけしておりますので、改善しなければならないと考えております。

4点目は、進入路入口と敷地内に街灯設置できないかというご質問であります。このことにつきましては、現場確認と周辺住民の意見を踏まえて、設置するかどうか検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、1番目の文化財の保護・活用について、世界遺産に向けて私は村長に思い切って夢のある夢のような話を今日は質問しております。

その回答には、ぜひ村長も世界遺産登録に向けて前進していくという決意をいただき、大変有難うございました。

そういうことで、いま村長がおっしゃることも重々ご承知はしております。私もこの件に関しては、10年、20年、30年、何年かかるか、そのあたりも全く予想できませんけれども、まずは前進ということで村民を網羅して、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そのために教育委員会の方が作業等々、これを機会に行っていくかなとは思っていますけれども、2点だけ確認させて下さい。

そのことを私が思ったのは、既に議員になるときから、ぜひ、このことは質問したいということで、いろいろ研究とかしてきました。

いま現在指定されている沖縄県の9件の箇所、教育長、大変申し訳ないんですけど、この9件の箇所は全部視察されて、それぞれどのような状況になっているのか、そのあたりの感想等もありましたら、お願いします。

いま国指定文化財が9箇所ありますけれども、文化財指定のグスク、私の質問要旨にあることですので、その点は調査されて、どこどこということはお存じでしょうか、登録遺産にされているところですか。

そして教育長は、文化財担当として、教育委員会として全部回られていると私は思いますので、そのあたりはどう感じているのか。そしてその地域がどういった状況なのか、そのあたりを担当としてご答弁いただきたいと思います。

議長（宮城安志）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

伊禮議員の質問にお答えします。県のグスクということで登録されているのが今帰仁城跡、座喜味城跡、勝連城跡、中城城跡、首里城跡、玉陵、園比屋武御嶽と識名園、斎場御嶽、この9箇所であると思います。

私は具体的にどこがどうなっているか、正直まだ実際把握はしていませんけれども、特に今帰仁城跡もいいところだなと思いますし、伊是名城跡も一緒に世界遺産になったらいいんじゃないかなと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

この9件は、実は私は30年前から既に数えきれないぐらい行って、さらに世界遺産になってからも、この9箇所はものすごい目覚ましい発展を遂げています。そういった意味もありますので、ぜひ、この目的が達せられたときは、私たちの伊是名島が想像できないぐらいの発展につながれるんじゃないかなと私は思っております。

そこで先程村長から村指定、県指定、国指定、世界遺産4箇所に分かれまうけど、これは段階を踏んでいかないと、飛び越えて挑戦することは無理なんですか。そのあたりを確認したいと思います。

議長（宮城安志）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

それでは、伊禮議員の質問にお答えします。世界遺産に登録されるまでということでお答えいたします。

まず、世界遺産として、まず最初に政府や国際機関の手続き、調査をやった上で登録される。

そのとき各国の政府が世界的条約を締結・批准している国がやっている。各国が作成した暫定リストから推薦書を提出して、ユネスコの世界遺産センターが推薦書を受理し、専門調査を依頼し、文化遺産 ICOMOS が現地調査を行って自然遺産となって登録が決定していくということになっております。

登録するということで、まず県指定ものを国指定に変えていく、そういう手順を踏んでいってそしてあとは国からということになると思います。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

村長の方からも文化財保護法のことをお話していました。私もこの案件は調査していたんですけども、段階的にはそうかなと思ったんですけども、そうでもないようなことを情報聞いたので、そのあたりを確認したわけですけども、いま教育長の答弁のとおり段取りを踏まえてやっていくと、そしてそういうことでいま前向きに前進するということを考えた場合、私はぜひ何らかの調査委員会とか、調査等、村民を網羅して、村民の機運を高めて、村民あげてやらなければいけないと思うんですが、これはいま諸々2～3年かかろうが、早めに調査委員会、それと世界遺産に向けての委員会等、さらに文化財保護委員の先生方もいらっしゃるし、島の歴史学者の先生方もいらっしゃいます。村民には歴史にも詳しい方々もたくさんいます。

その方々を集めてもらって、どうか検討委員会、名称はお任せしますが、そのあたりを立ち上げることを考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

議長（宮城安志）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

正徳議員の質問にお答えします。世界遺産という大きな夢とロマンに向けて、ぜひ伊是名村においてもそういう調査委員会を立ち上げて、村、あるいは県、いろんな知識ある、教養ある方々を委員として招聘して、ぜひ、それを検討していきたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

村長、文化財は施政方針に文化財は観光資源であり、産業に大きく寄与すると、そして遺跡の発掘調査に取り組みと掲げています。

世界遺産ともなると、人々の意識は変わり、地域の発展は凄まじい発展になると思います。次年度は、ぜひ村長、世界遺産登録を施政に掲げる気持ちで、私はぜひ取り組んでほしいという思いはします。どうか私たちに夢のある、村長、最後この件について、来年に向けての決意、もし、よろしければ、もう一度ぜひ始める姿勢を掲げるような気持ちをひとつお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

私からは、村としての基本的な考え方を答弁いたしました。それを受けて、教育委員会としては、具体的にどういった動きをすればいいのかということになると思いますので、教育委員会と連携を図りながら、その具現化に取り組んでまいりたいと思います。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時31分

議長（宮城安志）

再開します。

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、2番目に入ります。2番目の2の生活環境の充実について。  
(1)空地利用計画についてですが、ここは一番よく知っているのは、もちろん村長、昭和43年頃から私は記録を調べてみたら、このあたりから公共住宅が初めて建設されたということを聞いております。

先程答弁にあったとおりではありますけども、空き家が老朽化して空いている状況であります、いまのところは計画はないということなんですけれども、それはそう受け止めて(3)の方にまずは反映させていきたいと思いません。

それから2点目の獣医宿舎なんですけども、私はこのように写真も添付して、現場視察も今回月曜日、ちょうど雨が降っている状況の中、こういう形の写真を前々から撮っていたものがありまして、ご覧になって参考にして下さい。

獣医宿舎もいろいろ検討はしたとおっしゃっています。それでしたら、いつまでもそのまま放ったらかしすることはどうかなと思っていますので、私は住民の何名の方にいろんな話を聞いております。

獣医宿舎、写真のとおり、環境美化などで草刈りなどもしていますが、なぜかしら、この周辺あたりまで手が付けられない感じがありまして、その中で私は伝えようかなと思ってお伺いしたんですけれども、これがちょっと厳しいようでしたら、早めに処理するか、何らかの形をもっていかないということの声をありますので、ぜひ検討していただきたいと思いません。

そして、いま真ん中の方に草がぼうぼう生い茂っているということに関して、総務課長、そこが昨日までの決算報告の中で財産台帳に載っているんです。

そういう形でいつまでもあるということ自体いかななものかなと、今後どのような管理をしていくか、お伺いしたいと思いません。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。いま写真の状況では草が生い茂っているんですが、以前にも隣の教員の方と草刈りした経緯もございまして、管理にもいろいろ支障が出ている状況なんですけれども、この獣医師とここをちょっと利用できないかという相談がありまして、中の方を私もちょっと入って見たところ、奥の方に白アリがちょっと入ったような形跡もございまして、いまずぐ使える状況ではないんですが、いまの現状で無理というのであれば、いま利用を希望している方にお貸ししてもいいのかなというようなところで検討はしているところなんですけれども、決定ではないんですけれども、そういう方もおりまして、現状でもいいというのであればお貸ししてもいいのかなということで検討はしております。

ただ、中の方が腐食とかしているところもありまして、そういったところも何とかして、今後の利用に繋げていければなというふうに考えております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

いまのようにできましたら、その辺りの検討事項も私はここで提示をしたんですが、時間の都合でやりませんので、いま考えているとおり、ぜひ早めに考えて何らかの対策を取っていただきたいと考えております。

そして(3)、そこの方が一番、今回住民からは滑る情報があると聞いているところです。特に中の敷地と進入路の状況がここにきています。この状況が何十年と続いている状況であります。実際、排水溝もないということを私述べていますけれども、実際には旧建物があった、建物の周囲の排水溝だと思えます。建物が4棟ぐらいあったと思われるんですね。そこがそのまま残っている状況で、いま来られた方の準備をしている敷地、前に古い側溝があり、全く機能していません。もう壊れている状況であります。

そして雨が降ると凹凸ができたりしている状況で、いま1番の方でしばらくは空地の計画はないと言っていますので、そのまま放置された状況ではどうかと思います。なければ、ないなりの対策を取って、住民に安心して利用できる整備をしていただきたい。

そして進入路は各里道となっているはずですが、里道となっているはずですから、道路整備も可能なかどうか、そのあたりは検討してほしいんですが、どうでしょうか。道路としての整備、側溝も付けてほしいんですけど、できるかどうか検討をお願いします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。議員おっしゃるように、ちょうど法線が里道となっております。いまの舗装についてなんですが、きちんとした整備を行うのであれば、そういった具体的に面整備をやった方がいいのかなというふうに思います。というのは、この道路の幅員を広げて、そういった勾配、この敷地自体がおっしゃったように昭和22年頃ですか、それからいま新しく建っている建物の高低差50センチ以上あって、勾配とか、そういったのも検討していかなければ、すぐにはちょっと整備は厳しいのかなと思っております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

既に皆さんいろいろ調査もされていることに感謝したいと思います。この点は、いま言われたとおりの状況であります。ここについて舗装してもらったら、かなり環境的には素晴らしい状況になると思います。いまおっしゃるように勾配は一昨年ブロック塀もしてない状態で取り壊れている状況で、そのあたりは早めに撤去して道路整備もできるようにお願いしたいと思っております。

(4)街灯についてですが今、該当住民といろいろ調査して要望を聞きながらとっていました。いま私もその件に関しては、既に調査済みです。長い

こと暗い状況で、私は夜も調査しました。夜の方も調査されましたか、まずはお伺いします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。私も夜の現場確認したところ、入ってすぐの右手の方にLEDの街灯がございませうけれども、その方のブレーカー等を検査したんですけれども、電気が来てないような状況で、いま修理するよとということ、担当の方には指示をして、早急に処理していただくよとということ、いま行っております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

1基ありますけれども、住民はなぜこれを撤去したんですかと私に来ております。これは撤去じゃないですよ、いつの間にか切れてしまった状態ずっとそのまま。ある住民は、いつの間にここに街灯があったのかと知らない間に1基あるんですね。しかし、敷地内ではないんです。いまの獣医宿舎の前あたりでしょうか、そのあたりにつけています。要望としまして、暗い状況でいま入口の方に1基ぜひほしいということを書いていました。

そして敷地内、ここではなくて、いつの間にか敷地の真ん中に昔はあったということなんですが、それは私はわかりませうけれども、まずは夜調査されて住民との協議を受けるんでしたら、そのあたりをぜひ検討して、要望として街灯設置も考えていただきたいと思います。

いろいろと確認しましたが、生活環境の充実、道路は利用者の安全安心の確保とあり、この地域は小さな生活地域ではあるが、整備道路とも捉えて環境整備されないかと、なぜここだけわと住民は、私たちも1納税者であるということまで私は言われて、ここに住民を代表して、いろんな声を届けている状況であります。そのあたりを強く皆さんにお伝えして、ぜひ早めに取り組んで環境整備できる環境にしていきたいと強く要望して、私の質問

を終わりたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

これで、伊禮正徳議員の質問は終わりました。

次に、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

では通告書を読み上げていきたいと思います。よろしくお願いします。

村の情報発信について。現在、村からの情報発信については、広報誌、防災行政無線、公式ホームページなどを活用し広く村民へお知らせしているところですが、次の三つについて、改善と新たな取り組みが必要であると感じますので、村長の見解を伺います。

①広報誌についてですが、規定では、毎月5日までに発行を済ませ、各世帯に配布することになっていると思いますが、各世帯に行きわたるまでに時間を要するため、行き届く頃には掲載された行事などが既に終わっていることが多々あり、村民の生活に支障をきたしている状況が見受けられます。

こうした状況を踏まえ、中旬ごろまでに伝えなければならない情報は、前月号に載せるよう改善すべきと考えますが、村長の見解をお伺いします。

②防災行政無線についてですが、デジタル化した後、電波がほとんど受信できない、或いは時々受信できないという世帯が多く存在しており、その機能を果たせていない状況が長く続いています。

万が一の災害時に甚大な被害を招く恐れがありますので、村民の財産を守る観点から、こうした世帯を把握し、一刻も早い改善措置が必要と考えますが、村長の見解をお伺いいたします。

③地上デジタル放送によるデジタル情報発信機能の活用について、現在、県内民法放送局のうち、琉球朝日テレビ局のデジタル情報発信機能の中で県内市町村用の情報発信コーナーが設けられており、一部の市町村では既に活用が始まっています。この機能はテレビ居住区域の設定を行う必要がありますが、テレビ専用リモコンのdボタンから簡単に情報が閲覧できることに利点があります。

現在、スマートフォンやパソコンといった電子機器の扱いに慣れていない

方でも、比較的容易に操作することができます。防災行政無線を聞き逃した方、或いは本島に出かけていた方でも情報を再確認することができます。こうした機能を活用することは、村民の生活に多大な利便性をもたらすものと考えますが、今後の活用について村長の見解をお伺いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、東江克伸議員の村の情報発信についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の広報誌についてであります。ご指摘のように毎月5日に発行することになっておりますが、各家庭に届くまでは数日かかり、情報が遅くなることもあり、誠に申し訳なく思っております。

担当課には、なるべくこういったことがないように指示していきたいと考えております。

なお、詳細な内容が決定していない場合には、島のこよみコーナーで周知するよう努力はしておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、2点目の防災行政無線についてお答えします。ご指摘のような事例が区長さんや住民から多くの相談があります。その場合、まずは設置場所を変えたり、新たにアンテナを設置するなど対応してきたところであります。

しかしながら、近年こういった事例が多くあることから、老朽化によるせいなのか、他に原因があるのか、管理委託業者に調査するよう指示をしたところであります。

次に、地上デジタル放送によるデジタル情報発信機能の活用についてであります。このことについては、最近、私共も情報があり、担当課において検討しているところであります。

広域のテレビ放送のインフラを活用して、災害時にも安心して運用できるよう広報手段として、また情報ツールとして活用できればと思っておりますので、費用等も含めて検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

①番目の広報誌の掲載の件ですけど、その件は職員の皆さんがやればできることで、予算が何々に使うとかではないので、総務課長、この辺たぶんできると思いますけど、どうですか。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。情報が遅くなるということでありませけれども、情報については、毎月、広報委員会を開いておりますけれども、その以前に各担当課の方に情報があれば投げて下さいということで、なるべく発行日以降にある行事については載せるようにしているところでありまして、いま遅れというのはたぶん配達が遅れたりということが原因も一つあるかと思いますが、なるべくはそういった情報が確定しているものについては早めにするように指示をして行っているところであります。以上です。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

確かに5日まで村は発行すると、これを各世帯に配るというのは、区長さんか、また班長とかがいて、班長もなかなかもらったその日に配るということはね、まあ週末に配るのか。大体10日後ぐらいに広報が届きます。そして先程も言ったように、その前半の情報を先月の情報に掲載するだけです。それも渋るんですか、これは皆さん庁議でそういう話をして、そういうふうなことをしますので情報を出してくれといえ、検討というよりは、すぐできるとは思いますけれども、もう一度お願いします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。いま渋っているというわけではなくて、情報を早めに下さ

いということで、来た情報について広報委員会を開いて掲載している状況です。

担当課の方にもこういった情報があれば早めに下さいと、2カ月前にわかっている情報であれば前に載せるようにしているところでありまして、決して載せないとか、そういったことではありませんので、ご承知下さい。以上です。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

確認のためにやるということで僕は理解していいんですよ。情報は、新しい情報が皆さんほしいわけですから、終わった情報というのは、そんなに興味がないですから、ぜひ新しい情報を載せて下さい。1番は以上であります。

2番の防災無線の電波が入る、入らない、これは確か何年か前に調査しようと思うんですよ、その調査したときの調査方法をちょっと教えてもらえませんか。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。この調査方法について、先程申したとおり、私も把握はしてないんですが、委託業者の方にそういった各戸の点検、それから定期的に行っている各局の機種別の点検、そういったのを調査させて特段問題ないということで、そのときは終えているということで私共は認識をしております。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

確かこの調査方法は立ち会いではないですけど、見たときに業者が電波を出す機械で電波を受信しているかというのを確認しただけだったと思います。要するに、防災無線を配置している世帯、そこからは一切情報は聞いてな

いんです。要するに聞こえる、聞こえないは、そこにいる人しかわからないですよね。これもたぶんそういう調査はしてないと思うので、この調査に対して、例えば村の広報誌にあなたの防災無線聞こえますかとか、いろいろ買って、受信できる、たまたま受信できる、できないとか、そういうのは広報に掲載して、例えば地域の区長さんに、うちは聞こえないよとか、そういう身近な区長さんにそういう相談をして、それを行政が拾い集めて、また防災無線が受信できるような形を、とりあえずいま聞こえないところも多くて、防災無線のスイッチも抜いている所も結構あるし、村民の生命と財産を守るためには、防災無線はぜひ必要と思いますので、この点もう一度お願いします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

いまおっしゃるように、以前そういった調査をして、原因がわからないということもありまして、また、他の機関にそういった他の原因がないかということで、電波障害ではないかと問い合わせもしたんですけども、本村の内容を伝えると、親局から子局までは電波は届いているということで、そういったのは考えられないというふうな見解なので、やはり戸別無線機等との関係がいま御座りかなと思っておりますので、いま議員がおっしゃったように、実際その家庭の方に入って、そういった調査をこれからまたしていくような形で広報にも掲載して、きちんとそういった戸数の把握とか、そういったものを含めて調査していければと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

総務課長、再確認しましょう。いま調査もして改善をするということで、僕納得していいですか。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。調査はやるわけですが、これがすぐに改善できるかというのは、いま即答できかねますので、そういった原因を突き止めて、改善できるのであればそれでいいんですけども、そこでもし原因が究明できないようであれば、他にそういった調査の方法がないか、確認の方を検討していきたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 5 4 分

再開 午後 2 時 5 5 分

議長（宮城安志）

再開します。

9 番、東江克伸議員。

9 番（東江克伸議員）

3 番目の地上デジタル放送で村の情報発信してはどうかということで、村長も前向きに検討いただきましたので元に戻ります。

ただ、この情報をちゃんと皆さんが情報発信しない限り、何も映りませんので、防災ちょっと見てみたんですけど、ちゃんと管理してないところは、村のホームページにというふうになっているんです。ホームページにたどり着かないから、そういうのを見るんですから、ぜひ地上デジタル放送を利用できるようお願いして、再度、総務課長、できるとしたら、いつ頃できそうですか。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。いま即できるかという答弁なんですけれども、いま課内の方では既に検討していますので、そういった料金、それから操作方法とか、いろいろ伝えているところでありまして、まずは県内 24 自治体であるということでもありますので、そういったところに問い合わせをして、そういった

活用方法とかも含めて検討していきたいと思いますので、いますぐというお答えはできませんが、庁内でも検討して、そういった情報が早めに活用できるように検討していきたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

いますぐはできないが、やるということだと理解しますので、よろしくお願いします。

このデジタル放送、いまコロナ禍の中、コロナ情報って、僕ら防災無線、広報誌などには掲載するんですけど、これが遅いと。

ただ、テレビでやると、例えば皆さんご存知dボタンで見られますので、郵便番号を登録すれば、ずっとdボタンで自分の市町村を見れますので、年寄りとか、ネットを使わない人、いま非常に便利だと思いますので、ぜひ検討して早めに行えるよう、お願いしてこの質問は終わりたいと思います。

議長（宮城安志）

これで、東江克伸議員の質問は終わりました。

本日最後の質問となります。次に2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

本日、最後となりましたけれども、私の方から読み上げて質問とさせていただきます。

質問事項、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける漁業者への支援について。

新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大に伴い、人流の移動抑制により国内の飲食店や観光地お土産店、ホテル等の経済活動の低迷から漁業においては主力の養殖モズク、養殖アオサ、養殖海ブドウの販売不振があり、来期の生産活動にも大きな影響を及ぼしています。

さらに、新型コロナの影響によりモズク等の洗浄選別に尽力してきた名護学院の撤退、インドネシアからの海外技能実習生の出国ができないことによ

る人材不足が更に厳しい状況を生んでいます。そこで次のことについて伺います。

①人手不足が生じモズクかご等の洗浄を生産者自ら行わなければならない、更なる作業及び労働が増えるためその対策として「モズクかご等の洗浄機」購入が必要となっているが購入補助は出来ないか。

②モズクかご等の洗い場として、遊休化しているトコブシ等養殖施設の再整備（タンクの撤去）による有効利用はできないか。

③県外への出荷が低迷するモズクやアオサ、海ブドウ、そして競り市場へ出荷ができない鮮魚について、村内消費の拡大に向けた地産地消対策支援はどうなっているのか伺います。以上、よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、宮城義秀議員の新型コロナウイルス感染症の影響を受ける漁業者の支援についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目のモズクかご等の洗浄機購入補助についてのご質問にお答えします。

モズクかご等の洗浄機の購入予定については、伊是名漁業協同組合や生産漁家からの補助の要望はございませんが、まずは組合の方へ内容の確認を行った上で判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、お願いをいたします。

次に2点目のトコブシ等養殖施設の再整備による有効利用についてのご質問にお答えいたします。

当該施設については、現在、所有者である恩納村と譲渡についての協議を行っているところでありますので、無事に譲渡を受けることが見込まれることができた時点で具体的な活用等について検討してまいりたいと考えております。

3点目の海産物の地産地消対策支援についてのご質問にお答えいたします。ご質問にありますモズクやアオサ、海ブドウ等、海産物が新型コロナウイルス

ス感染症の影響を受けているという情報があることは承知しております。

村では通年通して可能な範囲で学校給食や保育所で利用させていただいているところであり、今後も継続して利用していきたいと考えています。

学校給食や保育所以外での利用については、どういうことが考えられるか、調査してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは、1点目のモズクかご等の補助について、まだ組合や生産者からそういったご相談がないと、相談があれば、今後考えていきたいというふうな村長の答弁でございましたけれども、いま昨年来、新型コロナウイルスの感染症の拡大、これが急速に広まりまして、県内でも緊急事態の宣言下にあります。

そしてその中において、先程もありましたけれども、名護学院がコロナの影響や、いろいろなことが重なりまして、今年度の5月いっぱい撤退したと、それから海外の実習生も6月に新規に4名ほど入る予定だったけれども、インドネシアから出国が未だできていない状況が続くなど、来期に向けたそういう人材の確保ができないということで、組合、漁家が去った9月3日、臨時のモズク部会等において、どうしたらいいかというふうな今後の取り組み等を行っている聞いております。

これはいま村に対しても要望がなく、なかなかまだわからない状況というふうなことをおっしゃられていたんですけれども、皆さんもご承知のとおり、昨年から日本中の経済がストップして、既に1次産業、特に海外価格の決まっている農産物や、例えば、さとうきびや米等については、大きな影響は及ぼさない。

ところが、市場価格に左右され、出荷するような、そういった生鮮物については、殆どが出荷を控えると、今期、来期のものについても例年の3分の1の予約しか来ないというふうなことで、なかなか光が見えない。そのコロナの中でも非常にどうしたらいいかわからない状況があるわけです。

このことについて、組合も漁家も自分たちでいま何とかできないかということで、部会も開いて対策はしていると思うんですけども、村におきましても村長は施政方針の中でも漁協と連携して、モズクの拠点産地、そして品質の管理体制の強化などを図っていききたいと。

村の振興作目としてやっていきたいというふうに掲げておりますので、組合から要望がないからではなく、ぜひ困っているもの、いま苦しんでいるものに村の方から自ら足を運んで、こういったことに対して取り組むことが大切なのではないかなと私は思っております。

そこで水産課長の方にお聞きしたいんですけども、いまコロナ禍において、こういった困っている状況、これは農林業でも殆ど一緒に、既にコロナ禍の補助事業においては、先に冷凍庫でしたか、そういったものも村の方から進んで導入しているわけです。

これについてもいままさに漁民が来期に向けて苦しんでいるという状況はわかっていると思いますので、村の方からもっともっとアプローチをかけて、ともに発展していくということが大切だと思うんですけども、水産課長としては、例えばいま漁民、漁協からお話があった場合、どのような考えで取り組んでいこうかと思っているのか。そこをお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。漁協さんの方から要望があったかとか、ないとか、そういう話は抜きにして、常日頃の農林水産課の業務として申し上げておきたいことが一つあります。

常日頃から、漁組さんの事務所の方に担当者で出向いて、どういう問題がありますかとか、口頭で度々いろんな話を聞いて、問題があるものは概論としてまとめて提出して下さいというのは、常日頃の業務として行っております。

さて、今回のいまのお話なんですけど、近い将来、漁組さんからそういう要

望があれば、概論をまとめるか、企画書程度の書面はご準備いただいて、それを確認した後に、うちの方でどういう資金で手立てできるかとか、どういう支援ができるかというものを判断していきたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

前田課長、大変意気込みの言葉で有難いと思っております。ぜひ、組合からも緊急で今月の3日に部会等も開いたりで、まだまだそのまとめについてもまだ取り組んでいる途中だったというふうにも聞いております。

私も個々に漁家から聞いたりして、この資料等についても緊急に集めたりで、なかなか揃わない面もありましたけれども、いま前田課長からもあったように、そういう必要書類等、また要請書等を携えて、ぜひまた漁組の方からも行くと思いますので、こういったものにぜひ取り組んでいただきたい。

そして、このコロナ禍でのことですので、これまさしく来年、再来年とかの話ではどうなるか、いままさにコロナ禍でモズクは非常に厳しい状況で、生産が通年でしたら12月から操業が入るみたいですがけれども、いま予定としては2月ぐらいにずれ込むという話も聞いておりますので、ぜひ労働力が不足している2月から、そこまでにそういった洗浄機で労働力不足を補って、他の産地に負けないようないい品質のモズクをぜひ生産するために機械化の導入、それに向けて取り組んでもらいたいと思っております。

このモズクかご等の洗浄機、これについて既に私の知っている勝連町、それから久米島町、昨年が伊平屋村、既に導入して、労働力不足、それから品質の向上、そういうことで生産地競争を強化して、それに負けない体制をいろいろと作られております。

これにつきましては、久米島町の方は、一括交付金事業を導入しましてやっていると、それから伊平屋村については、新型コロナ対策の関連事業で導入しているという話でございますけれども、そこで企画課長にお伺いしたいんですが、この一括交付金、それからモズク関連の補助事業、国の方では追加予算等もいろいろやったりしているみたいですがけれども、また、本村の

一括交付金事業、途中コロナ対策で延期になったり、中止になったりと、補助金が余っていると言ったら失礼になるんですけども、使われなくて、別の事業に振り向けるそういった予算もあろうかと思うんですけども、そういったもので対応できないか、前川課長ひとつよろしくお願いします。

議長（宮城安志）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

議員のご質問にお答えします。一括交付金は、令和3年度配当が2億1,000万円ございますけれども、その中でこれまで充当している各々の事業、トリアスロンだったり、中止等々がございまして、8月に第2回変更を行ったわけですけれども、いま現在、不足が約800万円ぐらいございます。最終的には、12月にまた変更、まだ時期は未確定なんですけれども、変更の作業がございまして。そのときまでに該当事業、不用が出そうな事業等々があれば、変更をかけて充当に充てるというような段取りになっております。

いまご質疑のかご洗い機ですか、あれがこの事業にのっけるか、のっけないかというのは、主管課と相談して、また、いまの時点でいくら予算がどうかは何とも言えない状況です。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

トリアスロンには、いろんな事業でコロナにおいて中止になったり、予算の不用額あたりも担当課においては、他のどういった事業に振り向けるかというふうな作業もやっている途中で忙しい中ではあると思うんですけども、この漁家の支援については、まさしくこれはコロナの中で発生した、これまでにない非常に特殊なケースであると思っております。

そういう中で、そういう中止になった事業等の補助金をこういったときに振り向けると、一番困っている事業に振り向ける、そういった姿勢が私はぜひ必要ではないかと思っておりますので、村長、まず補助事業いろいろあろうかと思っておりますけれども、一部単費も加えて、ぜひ来期の2月の操業に向けて、こ

の機械等の補助導入をできるよう、お願いしたいと思います。

このことはこれから組合から要望書を出していけば、村の方は、その対応を今後考えていくというふうな頼もしい村長の言葉、農林水産課長の言葉もありましたので、私は導入はぜひできるものだと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

2点目の遊休化しているトコブシ等養殖場の再利用ということにつきましては、以前に東江清和議員がその再利用はできないかと同じような内容の質問もされておりましたけれども、私もいろいろ聞きましたら、いままたそこについては、村の方で新たな計画を取っているのです、すぐにはこれを撤去することはできないという話がありました。そのことについては、私も十分理解しています。

そして、この機械につきましては、皆さんにもパンフレット等をいまお渡ししておりますけれども、幅が1.5メートル、高さが1.8メートル、長さが2.2メートルと、非常にコンパクトで、現状のモズクの洗浄場、そこにおいても十分できる。そしてこれは皆さん写真でもわかるようにキャスターがついて移動もできると。

ですので、台風等が来ましたら、移動して保管も容易であると、そういうふうな非常に便利な代物であります。

また、この能力におきましても1時間に400個のかごの洗浄ができる。2時間、3時間あれば、一日の漁民が揚げてくるモズクのかご全部をこれで処理することができるというふうな本当に労働生産性が非常にあがってくるのではないかと思いますので、これについては場所もいらないので、ぜひ導入に向けてやっていただきたいと思います。

それから3番目の地産地消についてでありますけれども、その方もいま村長からありましたように、学校等の給食など、いろいろ対策を取られているのは承知しておりますけれども、なかなかモズクの量、消費がそういった給食に出すぐらいでは、なかなかこれは減らないと。

特にまたアオサについては、いまアオサが生産量、生産はしたものの、いまアオサについては、県外のお土産店とか、道の駅とか、そういったとこ

ろでしか販売方法は進んでないと。

いままさに経済がストップしている中では、在庫を抱えて困っているという状況でありますので、ぜひ、これ一括して村の方から助成したり、ふるさと納税の返礼品、いまでも指定されて、そういうふうには利用はされていると思いますけれども、生産額を補助しまして、大量に返礼品に向けるとか、その消費を拡大することが必要ではないかなと思います。

また、漁業組合が毎週行っているセリ市と言いましょうか、島魚の割引セールというのを2割引きというふうにもやっているみたいでございます。

それでもなかなか鮮魚がいまセリに出せない状況の中では、島内の消費が進んでいないということでございますので、そういった鮮魚についても、この2割引きに村がさらなる2割、3割をくっつけて市場価格の半額ですよというふうなこともやって、これは大々的な支援策を行わないと、このコロナ禍においての地産地消、なかなか進まないと思います。

このことについて、ぜひ取り組んで、このことについては、これは商工観光課の方もいろいろ絡んでいるのかな。既にプレミアム商品券等で漁協の商品も対象であるというふうな、いろんな事業も村の方は対策しているみたいですがけれども、こういったものへの例えば補助金とか、割引券とか、こういったことができないか。どちらの担当課になるかわかりませんが、どなたか進んでやりたいという方、課で手を挙げて答弁願えたら助かりますけど、よろしくをお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。ただいまの質問の中でモズク、アオサ、海ブドウ、鮮魚の部分の中で、モズク、アオサについては物量が物量ということで、地産地消の名のもとに伊是名島にどういったことができるのかというものは、量的に見てもすぐに答えが出るものではないといま考えているところです。

もちろんこれは全庁的に、いまおっしゃるように横断的にいろいろ出し合っていく必要があるのかなと考えております。

あと鮮魚についてなんですが、漁組さんも小売をされております。その小売を村内の店舗を勝手ながら調査をさせていただいたんですが、一番高いのが漁組さんであったんです。

キロ単価から250円も漁組さんの方が平均で高いものですから、その2割引きいまされているのが村内の市場単価なのかなということで、いま認識を理解しているところでございます。

通常、民間小売と申しましょうか、それに並んで頑張られた方がよろしいのかなという思いは、これは調査をした結果としてもっております。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

いまありましたけれども、少々高いというふうなことで地産地消が進んでいないのではないかというふうな調査結果もあるということでもありますけれども、いまコロナ禍で本当に苦しんでいるという中で、支援というのは、まさしくこれからこのコロナが収まるまでの短期的な混乱を何とかして乗り切るための対策だというふうに村の方はぜひ理解していただいて、例えば特別割引券等々を出して、そういった鮮魚をもっと消費させる。同じようなプレミアム券を漁協自体でも出しているみたいです。それにそういった新しいタイプのもを出していくとか、そういうふうなことでどんどん消費の起爆剤になるような政策をぜひお願いしたいと思います。

トータルまとめて、私は今回のコロナ禍における漁家、非常に苦しくて来期の注文さえもわからないという状況でございますので、最後に村長にぜひこのコロナ禍を切り抜けるため、今回のことについて村長おっしゃっていただきましたけれども、組合から要望があれば、それなりの対応をするということをおっしゃってございましたので、最後になりましたけれども、ぜひこの対策は林修ではないんですけど、いつやるんですか。それは今でしょうということで、私はあると思いますので、村長もぜひこの対策、コロナ禍に向けての対策だと思っておりますので、思い切った対策をぜひお願いしたいと思ひまして、最

後にこの対策、これから2月までの間に、そういった対策もしないと、またさらに悪化もするかと思いますので、ひとつ最後に漁民に対して、明るい希望が持てる答弁をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

宮城議員、ご質問有難うございました。私共も常々、漁業組合、組合長はもちろん役員の方々と話の中でも漁家の皆さん方がいかにすれば、生活向上できるかということについて意見交換をしてきたところであります。

その中で、いまご質問が3点ありましたが、その3点の中でも私たちはぜひ漁業組合と連携をして、漁家の皆さんの手助けをしていきたいと思っております。

また、実際プレミアム商品券についても活用できると思えます。また、モズクかご等の洗浄機、あるいはトコブシ養殖場の活用、そういったことについては、いま恩納村とも話は進めているところであります。

それが順調にいけば、お互いまた漁業組合とも連携をして、その活用をどうするかということが出てくるだろうと思っておりますので、いずれにしましても漁協と村が連携をして、漁家の皆さん方を支援するということが大事であると思っておりますので、そういうことで村も頑張りたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

村長、有難うございます。ぜひ、漁家がこのコロナ禍で未来に向かって進める政策を緊急に打っていただきたいと思えます。以上、本当に希望をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。有難うございました。

議長（宮城安志）

これで、宮城義秀議員の質問は終わりました。

以上で、一般質問はすべて終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時 2 9 分

再開 午後 3 時 4 3 分

議長（宮城安志）

再開いたします。

日程第 1 0

選挙第 1 号・伊是名村選挙管理委員及び同補助員の選挙についてを議題とします。

まず、選挙管理委員 4 人を選挙いたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条の 2 項の規定に基づき、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名します。選挙管理委員に名嘉重信君、伊禮政幸君、上里順子君、末吉よし子君を指名します。

ただいま議長が指名した 4 人を選挙管理委員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました名嘉重信君、伊禮政幸君、上里順子君、末吉よし子君が選挙管理委員に当選されました。

続いて、補助員の 4 名の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条 2 項の規定に基づき、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

順位に従い、発表します。選挙管理委員補助員に第1位、末吉明美君、第2位、上間 光君、第3位、安里みや子君、第4位、東江絹子君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4人を選挙管理委員補助員として当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

ご異議なしと認めます。

休憩します。

休憩 午後3時46分

再開 午後3時47分

議長(宮城安志)

再開します。

順位に従い、選挙管理委員補助員に1位、末吉明美君、2位、安里みや子君、3位、上間 光君、4位、東江絹子君を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました4人を選挙管理委員補助員として当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1位、末吉明美君、第2位、安里みや子君、第3位、上間 光君、第4位、東江絹子君が選挙管理委員補助員に当選されました。

お諮りします。本定例会で議決されました事件について、その条項・字句・

数字・その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

9月13日から始まりました、令和3年第3回伊是名村議会定例会は、予定されておりました議案が議員各位、並びに執行部の協力により、無事終了することができました。ここに感謝申し上げます。

これで令和3年第3回伊是名村議会定例会を閉会します。

閉会（午後3時49分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

令和3年第3回伊是名村議会定例会 決算審査特別委員会会議録 第1号				
招集年月日	令和3年9月14日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 委員長宣告	開議	令和3年9月14日	14時02分	委員長 潮平そのみ
	閉会	令和3年9月14日	15時51分	委員長 潮平そのみ

委員の出席及び欠席

出席8名

欠席2名

議席番号	氏名		出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川 秀和		出席	8	前田 清	出席
2	宮城 義秀		〃	9	東江 克伸	〃
3	仲田 正務		〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江 清和		欠席	11	宮城 安志	欠席
6	東江 源也		出席			
7	伊禮 正徳		〃			

職務のため委員会に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良 和彦	書記	島 瑞紀
--------	-------	----	------

伊是名村議会委員会条例第19条の規定により、説明のため委員会に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
副 村 長	奥 間 守	建設環境課長	末 吉 長 吉
教 育 長	照 屋 巧	建設環境課補佐	東 江 力 志
総 務 課 長	諸 見 直 也	教育振興課長	兼 元 清 永
総 務 課 補 佐	儀 間 光 仁	教育振興課補佐	玉 城 哲 也
会 計 管 理 者	濱 里 篤	住民福祉課長	諸 見 美 奈 子
企画政策課長	前 川 栄 進	住民福祉課補佐	比 嘉 尚 志
企画政策課補佐	嘉 数 良 隆	商工観光課長	神 田 宗 秀
農林水産課長	前 田 秀 光	商工観光課補佐	名 嘉 英 幸
農林水産課補佐	高 良 武		

決算審査特別委員会 議事日程（第1号）

1. 開 議 午後2時2分

2. 付議事件及び順序

令和3年9月14日（火）

日程番号	議案番号	件 名
1	認 定 第 1 号	令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について

委員長（潮平そのみ）

皆様、こんにちは。決算審査特別委員会の開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

9月14日の午前の本会議において、決算審査特別委員会が設置され、その後における委員会の会議において、わたくし潮平が委員長に互選されました。大変光栄に存じます。

委員長の職を十分に果たせるように委員各位のご協力を得てスムーズな委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

決算については、委員各位もご承知のとおり「予算が議決した趣旨と目的にしたがって適正に、そして効率的に執行されたかどうか」、それによって「どのような行政効果が発揮できたか」、「歳入の確保の努力が十分であったか」など、決算の着眼点を念頭におきながら慎重な審議をお願いしたいと思います。

なお、委員会の審査期間は本日14日午後と明日15日の1日間となっておりますので、より効率的に委員会運営ができますよう、各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

ただいまから決算審査特別委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

本日は、説明のため副村長、教育長、各課長、会計管理者、課長補佐、担当係の出席を求めました。

それでは、審議に入ります。

日程第1

認定第1号・令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

本決算内容を総括して2、3点お聞きしたいと思います。決算書の中身を見たところ、例年通りやはり未済額が多くなっていますが、そのあたりは執行部はどう対応されているのかという事と、そしてこれにあたっての未済額の徴収のあり方、今はこの時世、原因はコロナウイルス禍の状況の中ではありますが、しかしだからと言って未済額にあたっての徴収のあり方が怠っていたらいけないのではないかと、そういうことも懸念されるわけですが、そのあたりはどう考えているのか。副村長を中心に執行部、その考え方を聞かせて下さい。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

それでは、お答えします。徴収未済額については、例年いろいろ徴収努力は今しております。

最近では県税事務所の方とタイアップして一緒に訪問して、徴収していただくようお願いしたり、最近では不動産の差し押さえ、それから給与の差し押さえ、それから軽自動車のタイヤロック等したり、未済額をなくすよう努力しているところであります。引き続き関係部署と連携を取りながら、地方税・固定資産税だけではなくそういったところもあわせて、少なくなるように今努力しているところであります。

委員長（潮平そのみ）

8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

確かに努力されているという事は答えればそれで済むと思うんですけど、それにしても今財産差し押さえ、そしていろんな方法を取られて前向きに頑張っているという答弁をされているわりには、毎年毎年増えつつあるのは、なんか審議する側からすれば努力がみられないところもあるんですよ、実際はどうか。そのあたりも例えばどういったところで納税者、あるいは村のしおりを含めてお願いするなり、詳しく知りたいものですから、これは審議する側からすれば一向に監査委員の人に定期的に話されても、減ってもいないしどんどん増えつつあるし、努力の表れが出ていないのではないかと、もちろん決算自体

は黒字であることは、この書類を見ればわかることで、しかし、一番問題なのは、これがどんどん積もって、あとは不納欠損ですか、そういうやり方もあり得るんです。

今後、これ大きく関与するのは、村は税金をもって、自己財源をもって財政を立てている。もちろん地方交付税もありますけど、源になる自己財源がなければ何もできない。これが保険税の滞納額も全部決まってくるはずなんですよ。

しかし、これが一向に予算の過程でどんどん増えていって、あとこれどうするんですか。先の透明性が見られない時点で解決するのか、実際には言うように黒字になっているかもしれないけど、しかし、このままではいかんではないかと私は思うんですよ。今後、これを打開していく解決方法も考えていかなくてはならないと思うんですけど、前から一番指摘してきたと思いますが、あえて聞きますけど、どうでしょうか。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

確かになかなか減らないというのもあって、そしてまた職員間の税の徴収について、夜間徴収とか対策を行ってござりまして徴収率については、28年度79.6%から2年度は84.7%、徴収率については若干上昇傾向にありまして、引き続き横断的に関係課と一緒に徴収率を上げていくということで頑張っていきたいと、また、先程申し上げた差し押さえについてもなかなか難しいところがありまして、そういったところも積極的に行って徴収して、未済額を減らしていきたいと思っております。

委員長（潮平そのみ）

8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

何度も言うようですが、努力されるのは当然の在り方だと思います。しかし、実際は結果論ですから、これ書類の中では積もり積もって、過去の分も清算されて納めている方もいるかと思えます。

しかし、一方でどんどん増えていって、そんな感じで私が一番気になるのは

個人情報観点までギリギリ言いにくいところもあるかと思うんですけど、例年同じ方々なんですか、そのあたり名前は公表できないかなと思うんですけど、どんなでしょうか。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

議員おっしゃるように、やはり滞納されている方は、大体同じ方が滞納しているのが現状であります。最近では積極的にご本人にお話して、3年度に滞納分を合わせて納めていただいているのが現状ではあります。

委員長（潮平そのみ）

8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

今日この決算認定は、おそらく今後皆さんの否決になるのか、可決になるのか、それはわかりませんが、採決の結果の要因だと思いますけど、いずれにせよ、今後やはり決算で指摘された日常業務の過程の中で、やはり報告と、こういう対処をしました、こういう活動をされたという報告の義務付けを改めて施行部の皆さんにお願いしたいなと思っておりますが、そのあたりはどうですか。それがなりえた時はどうですか。ご意見をお聞かせください。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。先程申し上げた様に処分とか、そういった方向についての事で理解してよろしいですか。

8番（前田 清委員）

徴収はしてないんですか。

総務課長（諸見直也君）

先程言ったいろいろな手法がありますので、そういった違法撤去何件、差し押さえ何件、そういった報告は可能だとは思っているんですけども、そういった個人名、個人情報は抜きにして、金額は可能だと思っております。

委員長（潮平そのみ）

8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

私は議会委員的な立場の考え方であえて申し上げているわけではありますが、いま指摘している未済額に対して納めている方からしたら不公平ではないか、実際には払わなくてもこれで村のサービスが受けられるんだと、そういう不合理的な方も不満な方も出てくるだろうと思うんですよね。

その中身も含めて、僕は委員的な考え方から指摘をしています。そのあたりどんなでしょうか。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。公表が厳しいところもございまして、長期滞納者の方にはいろいろ電話連絡して督促とかもおこなっておりますけれども、やはりなかなか支払いできないという方も実際おりますので、そういう方々の情報開示ができないそういったところがありまして情報交換など、委員の皆さんに協力いただきながら徴収ができれば進むのかなと思っておりますが、前向きにそういったことができればいいなと思っております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

これだけ指摘しまして、要望的な意見を委員の立場から述べておりますから、今後成果が上がるように頑張ってください。

そして最後に村を代表する副村長、やはりいま事務方で動いても徴収できないところもあろうかと思うんです。確かに納める方はいつも家計も苦しい方もいるし、それなりのまた考慮すれば払える所もあるんじゃないかと思えます。

しかし、やはりただ事務方の担当だけでお願いしても、進展性がないともみこんで立場から一生懸命サポートしながらやるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（潮平そのみ）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

お答えします。未済額、村税の滞納についての質疑がありましたけれども、監査意見書でもある通り、我々税収については、毎年上がっている状況であります。これは職員が頑張っているから、年々徴収率も上がっているものと認識しております。税の徴収実施年度別がありますが、それで少なくなってきたんじゃないかなと、そのような認識をしております。

総務課長が答弁したように、村としてもその対策として財産差し押さえとか、そういう意味でみんなに税を徴収してもらおうということできいろいろ実施はしております。それが先程言ったように税の公平性にも繋がるものかなと思っております。

まだ十分ではないという状況でありますけど、今後、村として徴収財源対策委員会もありますので、その中で高額滞納者については、村長も副村長も同行していくような決まりもありましたので、それが最近されてない状況でありますけれども、今後また全庁一丸となって頑張っていきたいと思っております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時28分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。

9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

未済額で、前田清委員からもいろいろありましたけど、その中で村営住宅の現年度分55万8千、非常に多いような気がするんですけど、これ徴収できないという、全額払っている世帯は何世帯あるのか。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

すみません、資料が手元になくて、はっきりした数字を示すことはできないですけど、しばらく時間をいただければ担当から聞いてお答えしたいと思えますけど。

委員長（潮平そのみ）

9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

どれくらい時間がかかります。

建設環境課長（末吉長吉君）

資料を確認して答えますね。

9番（東江克伸委員）

すみませんが、資料来てからにしましょう。

委員長（潮平そのみ）

しばらく休憩します。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時32分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑はありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

準備ができるまで、ちょっと時間稼ぎで少し。12ページ、軽自動車税の中で収入未済額等含めて、77万8千円ぐらい件数をふってないんですが、結構な数があがっているんですけども、自動車税において滞納が発生する、又は不納欠損が起これるという状況の説明、それと税金を払ってないということは車検を受けられてないはずなんですよ。そういった車が伊是名村は何十台ぐらい横行しているのか、これは非常に危険なことであります。他の税と若干違って、村民にもし事故があった場合、他の人も被害をこうむる。交通安全の面からも、

そういう税を払わずに無車検の車が横行している、件数で何件なのか、こういった方々を例えば警察等と一緒に取り締まる事はできないのかと、そうすれば滞納も減らせると思いますが、そういった状況から取り組みについて、ぜひ考え方をお聞かせ下さい。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

いま軽自動車税の滞納額、繰り越し分4万9,600円上がっておりますけども、収入未済額、1ページの方にございまして、滞納繰越分4万9,600円の内訳として4名の方で10件程ございました。

本来、村内に車検がない車が何台あるかうちの方では把握できませんで、そういった車がある場合、軽自動車協会から車体番号を入力すればこれが今いきているかというのは調べられますので、その方で調査する場合もあまして、いま申し上げているように何台これがあるかというのは把握してないです。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

収入未済額調書の軽自動車税で見ますと、件数で73件、それと種別割のところ、18件、トータル90何件、何名なんですか。一人で複数の車を持っている方もいらっしゃるかわからないんですけど、大体100台余りの車が滞納しているという中で、いま言われるように実際には車自体は処分してないけども、税だけが残っているのか、この辺も今後ぜひ軽自動車協会あたりとタイアップして、既に抹消されているのか、これは税金払わなくても車が抹消できるものなのか。この辺もしはっきりとした答えがわかるのであれば、そして今後そういう滞納者の車が、車検切れの車が横行してしまうと、本当に大きな問題になりかねませんので、今後対策もぜひ考えてもらいたいと思います。皆さんいろいろ税の徴収には職員も頑張っている事は承知してはいますが、万が一こういう事故等があった場合には、村は率先して対策をやるべきじゃないかと思っていますので、今後のやり方といいたいでしょうか、その辺も警察とタイ

アップする、そういった方法も考えながらぜひお願いしたいなと思いますので。

次回、今すぐはたぶんわからないかもしれないんですけども、次回に向けては、実際運行している車、そして税金払ってないのに実際には抹消されているのか。その辺もう一度回りながらこの人を訪ねて、この車はどうしているのか、中には自分で処分してしまっちゃんとした手続きを踏まずに車を処分してしまっただけが毎年発生しているのか。そういうわからないケースもあって滞納が溜まっていつている、そういうこともあり得ると思うんですよ。その辺、役場から、ちゃんと処分すれば、税は出ないですよということ、そういった指導にも繋がればと思うんですよ、ですので、今後、こういった方々、こういった車種なのか、そういったことも調べて、その台帳の方にも記載して今後の取り組みに致していただきたいなと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

先程の9番東江克伸委員からの質問にお答えをお願いします。

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

それでは先程の質問にお答えします。確認したいんですが、質問の内容としましては、収入未済の1ページの方でよろしいでしょうか。1ページの村営住宅の現年分の滞納を説明します。

金額が55万8,300円、内訳が6人の方の滞納者で、月数に直すと、39月、そのうち当該年度全家賃を未納の方が3名ということになります。

委員長（潮平そのみ）

9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

全家賃支払がない滞納が3名ということは、この3人で3世帯、ちなみに全部支払っている世帯というのは、30世帯ぐらいはまともに支払いしているという事ですか。

委員長（潮平そのみ）

しばらく休憩します。

休憩 午後2時41分

再開 午後2時43分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

いま確認したところで、49世帯が滞納もなく支払っているということで、この6世帯支払いがないということですので、皆さん住まわれてますよね、普段まともに支払いしている人が馬鹿みるみたいで、徴収の方もまともにやってほしい。徴収が残るんであれば、副村長、家賃タダにしたらどうですか、平等に取るんだったら。取らない世帯もあってまるまる取る世帯もあって、一生懸命支払う世帯もあって。

タダにした方がいいんじゃないですか。

委員長（潮平そのみ）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

タダで徴収は難しい、できないだろうと思っています。以上です。

委員長（潮平そのみ）

9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

それでは支払っている人もたくさんいますので、この支払いできてない世帯、3世帯は全額払ってないと、残り3世帯も少しずつ払っているということで、払っている人に損をさせないというか、ばかをみない様に努力して皆さん徴収するようにお願いしたいと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

監査の意見書の方で要約されているので、そこの方からの抜粋で話をさせて

いただきます。審査意見書の10ページの方、性質別歳出状況、そこで義務的経費33.4%、それから投資的経費19.2%、そしてその他の経費47.4%、そのうちもっとも高いのが物件費15.9%、この義務的経費と物件費、その辺を合わせると50%近くが何もしないでも経費として出さないといけないと、非常に高い割合を占めているわけです。

この話をなぜするかというと今度の一般の補正の中でも少し話したんですけども、維持費、各施設の維持費がものすごい割合で増えているということ、皆さん職員も本日たくさんいらっしゃっていますので、ぜひ、自分たちの建物や、そういった施設が何もしないでも物件費がどんどん上がっていくという事をぜひ認識していただきたいです。

そこでこの予算の組み方をぜひ考えてもらいたいですけれども、その中で不要なものは計上もしなければ、使いもしなければ無駄遣いもしないと、今回また不用額説明の方でも結構金額が大きいものがあります。新型コロナ関連で県からの配分等があって、いろいろ消化するのに皆さんも大変苦労されているとは思いますが、それを除いても、例えば修繕費あたりで、今回は急な修繕がなかったのが不用額にしますというふうな不用額の説明がよくあるんですよ。

この3月の議会の方であと1カ月もすれば、新年度予算を可決するという状況の中で、最後まで何がおこるか分からないという予算をずっと計上して、そのまま不用額にするのもどうかなと、それも何十万、大きな単位で、あと1カ月はこのぐらいがいいんじゃないかというふうな予算の補正の仕方、そういうことに努めてもらいたい。

教育委員会の方では5月に駅伝が中止になっているわけです。一括交付金をそのまま不用額出して、僕の勘違いなのか分からないですけど、5月に説明をすれば、5月に中止になったので、不用額にしますというふうに書かれているんですけども、であれば約1年近く、この一括交付金そのままにしていたというふうな形になっていると思います。

なので、この予算、不用額の在り方について、ぜひ、そこについて皆さん一人一人ができるだけ不用額を出さない、また、補助金があればそこに回して有

効に活用するというふうな考えで予算を取り組んでもらいたいと思うんです。そうでないと、わざわざ補助金をかざったのに返還してしまう。そういった形が何か見られるような今度の決算になっていると思いますので。

総務課長、全体を称して、今後どういった取り組みがあれば、こういった問題がなくなるのか、一言、次年度に向けての取り組みも含めて、今後の対応についてお願いします。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。いま委員指摘ある通り、毎年多額の不用額が出ている。そういうことを受けて、昨年から色々各課にお願いしておりまして、まだまだ不用額が大きいという事は承知しております。

昨年度よりそういったこともいろいろ進めていまして前年度よりは3,600万円ぐらいは減額に押さえているところでありまして、今おっしゃった最終3月定例会ではそういった事業等含めて見越して使用できる・できない含めて精査して、できるだけ不用額が出ない様に引き続き頑張っていきたいと思います。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

特に一括交付金等については、様々な事業の分野で利用されていると思いますので、早めに決断したものについては集めてまた別のところで有効に利用すると、できるだけ国に返還はしないという方向で職員の皆様もぜひ頑張ってもらいたいということをお願いしまして、質問を終わります。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑はありませんか。6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

交通安全対策費を見ると毎年100万円程度計上されているんですが、あまり使われてないような気がします。本村は、フェリーでいろいろ島外からも車も来るし、最近はまだシニアカーも増えてきていると思います。そういった面

からしても、残さず少しずつでもこういった安全対策の面にお金を使っていった方がいいと思いますが、交通安全対策費23万円ぐらい落としています。今後どういうふうを考えているか、お聞かせください。

委員長（潮平そのみ）

しばらく休憩します。

休憩 午後2時54分

再開 午後2時55分

委員長（潮平そのみ）

再開します。6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

はい。休憩中の回答で理解しました。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

それでは4点ほどお願いします。いま各委員から質問があったとおり、議員の皆さん同感な気持ちだという事をつくづく感じております。全体的に予算決算もして、さらに私はその中をちょっとだけ聞きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは歳入の方で31ページの雑収入、今回不用額の金額が大きいので見たら、繰越分になっていると思います。1,900万円余り、これは製糖工場体制強化対策事業の分なのか、そして次のページ、31ページ、今回私はこの決算を見たらず不用額、あるいは繰越額がかなりあるなと感じたのはコロナの影響もあるかなという事で、一つ一つをチェックして見たのですけれども、そのあたりがどうなのか、伺うつもりでやっていきたいと思ひます。

真ん中の方に沖縄県介護広域連合会精算金が400万円余りあります。そして下の方に後期高齢広域連合に係る共通清算金、これが680万円余り、例年よりはかなり多く清算されている形で、そして32ページ、国保の方が700万円ですか。まずは4点雑入の方で説明を求めたいと思ひます。

委員長（潮平そのみ）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。ただいまの収入未済額が1,900万近くの事だと思って回答いたします。それはJAの製糖工場季節工員宿舎のJA負担分でございます。補助率が80%、残りの20%は伊是名村と折半している分になります。以上です。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。まず最初に沖縄県介護保険広域連合清算償還金420万円余り、この方は前年度の清算金ということで、前年度の事業が執行されなかったということで減額されなかったので支払いした分の清算で負担金の戻りという事です。同時に後期高齢者医療広域連合にかかる共通経費清算金、共通経費は医療費の分になります。給付金のほうの減額があったため負担金の清算で戻りという形になっています。

次のページの国民健康保険特別会計償還金は700万円、この件に関しては平成30年度から令和5年度までの5カ年間計画で赤字解消計画の方を立ててもらっています。今年度は当初30年度に500万の償還は一度しているんですけど、令和元年から今回令和4年度分の700万円、4年分、今度繰越分がありましたので、そこで赤字解消の700万円を償還したという経緯があります。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

これは負担金の清算医療とか特に後期高齢それらの要因をちょっとお伺いしたかったんです。普通はあまりないと思うんです。ちょっと大きいから何か要因があるかなと思って。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。後期高齢の共通経費におきましては、医療費給付費の部分にあたるお金になります。村内において給付費が入院、通院等々の高齢者の入院・通院等が減少した傾向があるかと思えます。そのせいで給付も減ってきたと思っています。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

わかりました。次、歳出いきます。歳出の55ページ、介護保険の17節備品購入費の品目をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

それでは質問にお答えします。備品購入費、この方は各5つの字に備品を購入する事業がありまして、その中で今回ノルディック10脚ずつ各地域の方に購入して配布しております。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

確か50万円の補正補助の分だと思えますけれども、当初草刈り機から一転したと思うんですね。議員は区長との連絡等も取り合いながら、老人クラブの会長の方にも連絡して草刈機を管理の為に買う事になっていますからということでやっていたんです。それがいつの間にか一転・二転してしまって年度末になってもないものですから、年度末になったらノルディックの話がありました。それだったら早めに配布をしてはと思うんですけど4月の前半でも配布がない状況でした。いつ頃配布されたのか。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。当初、先程お話があったように、村としての提案では草刈り機ということで提案させていただいていたんですけれども、各区長等々との話し合いの中で、草刈り機は各地域にあると。それに見合うものはないかということでゲートボールセットのお話もありました。それも他の事業でもらえるということだったので健康増進の一環でノルディックの機材はどうかと提案させてもらったところ、その機材の方でオッケーということで、今回その分を皆さんの方に配布する予定です。物はきていますので大変申し訳ございません。明日配布します。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

マチカンティーンしている状態ですので、早めに配布されるようお願いいたしますね。よろしく申し上げます。

それでは86ページ、教育事務局費、離島高校生支援事業一人分が受けていないという説明がありますが、これはどういう状況ですか、お伺いします。

委員長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。この方は対象者が32名おりまして、1名の申請者が年度末までに何回も何回も申請を促したんですけれども、出てこなくて、その方が不用額となっております。

それと交通費については、年度末に一括請求がありますので、その分の方が予算計上したよりも少なくなって不用額となっております。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

これは皆さん説明して同じことを読みあげないでください。なぜそういうことになっているのか。どういう状況でその人が申請しないのか。そのあたり、やったんだけど来なかったからと、今後もあるはずなんですけれども、これは32

名中ですよ、32名中1名ですよ。その説明だけじゃなくて、さらにどういう状況でこうなったのかと、最終確認は取れたんですか。あとで何か出てこないですか。大丈夫ですか。なぜしなかったのか。今後そういったことが発生する可能性はあるんですか、あった場合は同じような体制ですか、それと一人あたりいくらずつですか。

委員長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。申請額の方は一人当たり24万円となっています。この未支給になったのは、本人にヒアリングしましたら、本人から受給しないということであがっているということです。

委員長（潮平そのみ）

しばらく休憩します。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時10分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

これからもありますので、ぜひ全員に支給できるような形を取られるように色々と努力されて、色々な事情があると思いますけれどもよろしくお願ひします。

次、91ページですが、ここにも教育振興費185万出ていますけれども、不用額、これはいつ頃気づいたんですか。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時17分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。不用額の説明の方が漏れているという事で大変失礼いたしました。これは10月に実施予定の中学校の修学旅行なんですけれども、学校からの要望で、年度末までにコロナが収束したら、ぜひ修学旅行を実施したいという要望がありまして、その予算の方を計上してしまして、実際のところ修学旅行は実施できませんでした。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

以上ですけれども、不用額等々先程委員の皆さんの方からも伺ったとおり、こういったことがないように、もし可能でしたら早めにそういったことを3月までに皆さんでも判断できると思いますので不用額を落とすとかそういった体制で全体的にしてもらって、あとは本会議で質問します。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他にありませんか。3番、仲田正務委員。

3番（仲田正務委員）

40ページの方をお願いします。総務費の中で土地購入費が1,456万円余りありますけど、これは前にお聞きしたJA宿舍の土地購入の合算でよろしいでしょうか、説明をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。公有財産購入費の1,456万1,300円のことにお答えいたします。この費用については屋の下地区の土地購入費用ということがあります。次年度決算ベースで11件、2万2,402平米を購入しております。地区の購入所得率は88%という事になります。以上です。

3番（仲田正務委員）

わかりました。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

休憩します。

休憩 午後 3 時 2 1 分

再開 午後 3 時 3 2 分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

監査意見書29ページ、その中でも経常収支やら、実質公債費比率等、明記されております。その中でも公債費負担率が若干上り調子で右肩上がりできておりますが、これまでのものは起債起こすのが少なくて経常収支は黒字になっているかと思うんですけれども、実際、今後3年度以降に公債費比率がどんどんどんどん上っていくことが十分承知だと思いますけれども、例えば、小学校、そして新しい庁舎建設がでてきてこの起債比率がどんどん伸びていく事かと思っておりますが今この決算書でも計上されています。そして今後のぼってくるかと思うんですけど、そのあたり村長の施政方針の中にも財政計画を的確かつ効率的な財政運営を計画していこうという事で示していくかと思うんですけど、実際の時点で今後の起債負担も出てくることも考慮しながら、どのぐらいの計画の立て方をしているのか教えて下さい。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。いま委員おっしゃるとおり、若干ではありますけれども、少しずつ上昇しているのが現状でありますけれども、今始まっている小学校建設等々がございまして、とにかく償還が終わる起債もございまして、いまのところ令和7、8年あたりに今のシミュレーションではピークが向かえるような状況でありまして、詳しいパーセントについては今手元にないですけれども、

7、8年で予想はしております。

委員長（潮平そのみ）

8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

委員会ですから、よりわかりやすく答弁してもらいたかったんですけど、例えば、いま現在、単年度で2億償還して、実際の起債額、返す額は何年に終わるのか。例えば、今年度から始まって、令和10年までの間どの内がピークでそれから公債負担率は落ちるのか。この内容で説明してもらったら、委員の皆さんわかると思うんですけども、そのあたりでお願いします。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

いま手元に資料を準備していませんので、少しお時間をいただきたいと思います。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後3時37分

再開 午後3時42分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

では、お答えいたします。各会計の年表を元にお伝えしますがこれは一般会計、簡水、農業、船舶特会の償還分を入れたものですが、令和2年度においては償還が2億8,600万円余りとなっておりますけれども、それで令和8年度については、3億2,300万円余りというふうになっておりまして、9年度からの償還分も減少傾向になっていくというふうにシミュレーションは立てております。

委員長（潮平そのみ）

8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

2年度で13.4%負担比率となっています。令和8年度には実質的にはいくらになりますか。いま右肩上がり状態が8年度には右肩下がりという言い方をされた方がわかりやすいかなと、その時点でいまの起債負担比率がどのぐらい下がっていくのか、もう少し詳しく説明してもらえればと、あくまでこれは全般的な総括で僕は聞いたつもりですけど。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

この額に対しては今出しているんですけども、パーセントが歳出とかもありますので、細かい詳しくお教えできる状況にありませんので、どうしても金額しか今お示しはできませんけれども、公債費比率の方も去年よりは今年は下がっている。何年だとかという事は言えないが2年度は下がっている。

それとまた事業も若干変更はありますけれども、金額的には8年度の方がピークでありまして、パーセントについてはご提示できませんので申し訳ございません。

委員長（潮平そのみ）

しばらく休憩します。

休憩 午後3時45分

再開 午後3時49分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号・令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第1号・令和2年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

以上で、付託された認定第1号の審査は、全部終了いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

付託された認定第2号から認定第8号につきましては、明日午前10時より行います。

これにて本日の決算審査特別委員会を閉会します。

閉会 (午後3時51分)

令和3年第3回伊是名村議会定例会 決算審査特別委員会会議録 第2号				
招集年月日	令和3年9月15日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 委員長宣告	開議	令和3年9月15日	10時30分	委員長 潮平そのみ
	閉会	令和3年9月15日	14時00分	委員長 潮平そのみ

委員の出席及び欠席

出席8名

欠席2名

議席番号	氏名		出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川 秀和		出席	8	前田 清	出席
2	宮城 義秀		〃	9	東江 克伸	〃
3	仲田 正務		〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江 清和		欠席	11	宮城 安志	欠席
6	東江 源也		出席			
7	伊禮 正徳		〃			

職務のため委員会に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 良 和 彦	書記	島 瑞 紀
--------	---------	----	-------

伊是名村議会委員会条例第19条の規定により、説明のため委員会に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
副 村 長	奥 間 守	建設環境課長	末 吉 長 吉
教 育 長	照 屋 巧	建設環境課補佐	東 江 力 志
総 務 課 長	諸 見 直 也	教育振興課長	兼 元 清 永
総 務 課 補 佐	儀 間 光 仁	教育振興課補佐	玉 城 哲 也
会 計 管 理 者	濱 里 篤	住民福祉課長	諸 見 美 奈 子
企画政策課長	前 川 栄 進	住民福祉課補佐	比 嘉 尚 志
企画政策課補佐	嘉 数 良 隆	商工観光課長	神 田 宗 秀
農林水産課長	前 田 秀 光	商工観光課補佐	名 嘉 英 幸
農林水産課補佐	高 良 武		

決算審査特別委員会 議事日程（第2号）

1. 開 議 午前10時30分

2. 付議事件及び順序

令和3年9月15日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1	認 定 第 2 号	令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
2	認 定 第 3 号	令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
3	認 定 第 4 号	令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4	認 定 第 5 号	令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	認 定 第 6 号	令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	認 定 第 7 号	令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
7	認 定 第 8 号	令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長（潮平そのみ）

昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会します。

本日の審査事項は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、審議に入ります。

日程第1

認定第2号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

決算内容の中に予備費充用が多々ありますが、それは当初において、充用額の分は見込んでいなかったのか、あるいはまた予知しない予算的なものが発生してだったのか、そのあたりお聞かせ下さい。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

前田委員の質疑にお答えいたします。今回の国民健康保険特別会計においては、予備費充用のほうが結構ありまして、その充用については一旦繰越の予備費に全額入れておりまして、今回生じているものは、定例議会等々が間に合わなくて、その途中途中発生し、そこでどうしても支出しなければいけない事が生じたため予備費のほうを充用させてもらいました。

委員長（潮平そのみ）

8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

今おっしゃっておられるのはわかりますが、ただ、もう一つ答弁漏れという内容に感じたんですが、当初において予備費充用された分は見込めなかったか、そのあたりの説明を追加でお願いできますか。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。当初、予定していなかった事業等々が途中入ってきまして、そこに対する支出があったということで、今回充用のほうをさせてもらっています。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第2号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第2

認定第3号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

それでは1ページから5ページ、歳入の方ですけれども、徴収関係頑張っ

いるのが見られ、前期の決算よりはかなり徴収関係もできているかなと思っ  
ていますが、実際にいま人数何名なのか、聞きたいと思います。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

伊禮委員の質疑にお答えします。令和2年度3月末現在の被保険者数にな  
ります。普通徴収の方が40名、特別徴収が187名で、合計227名の被保険  
者の方がいらっしゃいます。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

前期よりは多くなっている。前期確認した時には216ということだったん  
ですけど、いま227ですよ。その件で徴収等の金額も変わっていると思  
いますけども、それはそれとして、いまの決算の報告で、決算時の時点で227  
名でよろしいですね。後期は徴収業務が多いですので、かなり努力されてい  
るのは承知しておりますので、ぜひ頑張って徴収に励んでいただきたいと思  
います。

そして私は2・3年前の決算時において、皆さんに不用額の説明あたりには  
人数等がほしいということで、前期だったのでしょうか。件数であらわしてき  
ている。その件について議会で質疑したんですね、つまりこれは人数ではな  
い。というのは納付は9期を9件という形でなっているわけです。

ですから、後期の場合は他のところは人数も入れてほしいという事ではあ  
ったんですが、後期は入ってない。これが人数に入っていない。これが入って  
いるところと、入ってないところ、皆さん統一してほしいと言ったつもりです  
けれども、4ページです。収入未済額、もしよろしかったら22件、13件こ  
ちらは何名になるのか、ちょっと教えて下さい。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの質問にお答えします。収入未済額調書の方のページでよろしいでしょうか。まず、人数の方が収入未済額が現年度分に関しては、4名の22件。そして当該年度の収入未済額の方の未済の方は22件の4名、そして下の方の過年度分に関しては、13件の2名になります。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

これも先程申し上げたとおり、かなりの実績が上がったということで理解してよろしいですか。昨年は、22名と13名。それで理解してよろしいですか、かなり頑張っただけで少なくなっていると思っております。それだけを確認しております。ぜひ今後も頑張ってもらいたいと思いますので、徴収業務等が主な業務だと思いますので。最近の後期の方はマスコミ等々によく言われますけれども、最後に1点だけお聞かせ下さい。

報酬負担ですか、1割、2割、3割ができたと思うんですけども、伊是名村は2割負担はいるんですか、いないんですか、そのあたり聞かせて下さい。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。現時点では、いない状況です。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第3号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第3

認定第4号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。7番、伊禮正徳委員。

7番(伊禮正徳委員)

9ページ、歳出の方です。委託費、不用額144万5千円、説明書を確認していますけれども、12月に会計年度任用から報酬費に組み替えされた金額と  
思っていますが、その経緯をさらに説明を求めたいと思います。お願いします。

委員長(潮平そのみ)

休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

委員長(潮平そのみ)

再開します。

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長(末吉長吉君)

ただいまの質問にお答えします。不用額調書の5ページの摘要のところの説明でよろしいですかね。

当初、水道施設の草刈りを会計年度任用職員を委託を使ってやろうと思っていたんですが、商工観光課の方から草刈りを行う皆さんにやっていただいたことがあって、その分を使わなくて、そこで不用額が生じたという事になります。

委員長(潮平そのみ)

7 番、伊禮正徳委員。

7 番（伊禮正徳委員）

私は、組替した補正のときにも質疑していますので覚えていると思うんです。3カ月間でどのような形でやるのかという事も、今ここであえて読み上げないんですけども、3カ月間、本当にこれだけのものが消化できるのかも不安であります。しかし、今説明の欄にあるとおり、クリーンアップ事業の方で皆さんがやったという事なんですけれども、どうして調整と連携はできなかったのか、そのあたり連携して、じゃ皆さんでやりましょうという取り組みをしてやったのかどうか。そうでしたら1月頃にはわかるはずですけども、それがいつ頃やったのか、皆さんの計画では取り組み事項要綱も作って委託をする事まで返事をしていたんですね。それが私は1月からできるという事でやったんだなと思ったんですけど、今これからクリーンアップの皆さんがやったとおっしゃるんですが、どのような調整で、今回は皆さんにお願いしますとやったのか、そうだったら1月でやるんでしたら、3月の補正そのあたりどのような方法で調整されたのか伺います。

委員長（潮平そのみ）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時52分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

すみません、長らくお待たせしました。作業やったのが2月の末頃だということで、3月の補正に間に合わなかったと思っています。

委員長（潮平そのみ）

7 番、伊禮正徳委員。

7 番（伊禮正徳委員）

2月の末に調整はされているのかどうか、2月の末にやるということを調整

したんですか、そのあたりを確認します。2月末でしたら、もちろん予算には間に合わないという事になるんですけども、12月議会終わったら何とかできたはずなんですよ。1ヶ月半も置いてあとクリーンアップの皆さんがやったということで、できなかったということは、昨日から予算の質疑とかにもあるとおり、不用額というのはできるだけ出さないでほしいということですから。そのあたりで理解してもらいたくて私は質疑行っていますので、いまの場合は、これは観光振興課のクリーンアップの担当課長、事業目的があると思うんですけども、今おっしゃるのは、クリーンアップの皆さんは、観光施設とか、そういったことを謳っているんですけども、調整してどこでも作業はしていただく考えを私は持ってはいるんです。

しかし、今回連携はできなかったような気がして、建設課長どのような連携を取ってやったんですか。なぜ2月の末にやったのか、1月頃に調整しての方だったのか、そのあたりの計画性はあったのかどうか、担当課長として、どう受け止めて決定したのか。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

ご質問にお答えいたします。その当時あったかどうかというのは、ちょっと把握はしてないんですが、クリーンアップ事業を各関係主管課がある施設等々あれば、村内の美化に役立つということで、日々いつでも常時調整しながら、そういった観光施設がある程度美化について余裕ができれば、そういったことも調整しながら、随時、各主管課の施設の方でクリーンの作業をしておりますので、今後もその辺を調整しながら各主管課とはやっていきたいと思っております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

それについて別に私はやるべきではないとか、やるとかそういう事ではないです。今おっしゃる様に村全域の事を頑張っていただいてもらって、各課連携

して、そういったことなどは予算というのがあるやろうとしている。ところが、こういう形になってしまわないように連携して協議をして、そういった決算に表さないようにもっていった方がいいのかなと思っております。ぜひ、その辺各課連携を取って実施していただきたいということです。質問は以上です。  
委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。3番、仲田正務委員。

3番（仲田正務委員）

私の方から5ページの方をよろしく申し上げます。収入の事業収入、水道料金、未済額が100万円弱あるんですけど、これ一般用なんですけど、徴収努力はされているのか説明をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。収入未済の調書の5ページの未収額については、一般の方49名、業務用1か所ございまして、徴収業務としては、3カ月程度を目途にして滞納があった場合給水停止の措置をとらせております。

委員長（潮平そのみ）

3番、仲田正務委員。

3番（仲田正務委員）

給水停止を実際にやったらとすれば、未済額こうして出ないと思うんですけど、実際に給水停止やっていますか。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。去年給水停止を行った件数が5件ございまして、これは給水停止の措置をしますと納付いただくという効果も出ております。

委員長（潮平そのみ）

3番、仲田正務委員。

3番（仲田正務委員）

これは公平公正に強く徴収努力の方に力を入れてほしいと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

事業費の不用額の中に給水の申し出があったとの事で事業費があるんですけど、この事業費は事業計画とか、そういったのが出てその予算を出したのか、その辺の経緯を少し教えて下さい。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。事業を立ち上げるという事業者の方から図面等の提出もございまして、ただちょっと不備がございまして、僕らの方もそれをするには提出していただかないとできませんよという事での状態が続いておりまして、それからこの事業所の方から何の申請もなくて、不用額が生じた事態でございます。

委員長（潮平そのみ）

6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

これだけの事業費を使うわけでありますから、十分事業計画とか精査して今後やるようにして下さい。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑はありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

それでは5ページの収入未済額の方で業務用の未済額が12件ほどあります。収入未済額が業務用であるんですけど、一般的に一般の方々の未済額はわかるんですけども、業務用であまり収入未済が発生するというのが今まであまりなかったのではないかと思うんですけども、どうして業務用でこういう事があ

るのか、業務用の場合は、以前でしたら例えば業者、個人業者であれば、保証人を立てて、島外の人とかであれば払わずに逃げる方々もいます。そういう方々を防止するため保証人を立てて、この収入未済額が発生しないような努力がなされていたような感じがするんですけども、今回12件これはただ次の集排でも出てくるので、両方どういう状況で未済額が出たのか、その辺お願いします。

それから先程源也委員からもあったんですけど、工事費の340万円の不用額の中で1業者のこれは新しく申請して水道を引っ張るといふ事なのかなと思いますけれども、1事業者の340万円とかいふ工事の費用、もしかしたら本管も引っ張られてないところに水道を引くといふふうな工事になっているのか。もし、そうであるのであれば、我々はその水道には例えばこの工事、この水産会社は何らかの施設を造ろうとした場合、そこに建てて良い場所なのか、そういう高額な施設を造る。本管もないところにそういう施設を造りますけれども、水道をすぐ引っ張って、これを申請で、それは村の方が対応することになっているのか。通常の引き込み工事の場合であれば、本管も既にひかれている。そこからの引き込み工事で、その水道の区域が示されていると思いますけれども、その水道の工事区域の中に入っていて、そういうことになっているのか、その辺がちょっと疑問になって、その二つの点の説明をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

まず1点目のご質問、業務用の未収額が生じている点についてお答えします。調べてみますと、1業者で既に島内にはいない業者でありまして、そのまま未収の状態が残っているという事です。

2点目のたから水産の工事についてなんですけど、水道の僕らの条例あたりで、屋那覇島と具志川島を除く全域が水道区域として指定されております。そうすると仮に建築許可を受けた場合に申請があった場合の今配水管の本管が未整備のところまでの工事に関しては、今ご質問があったとおりの配水管の布設工事の費用といふふうにはなっています。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 12 分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

2 番、宮城義秀委員。

2 番（宮城義秀委員）

1 社で未納が生じたという事でありますので、ぜひ、そういう業務用での未済額が出ないような、さらなるまた方法も考えていただいて頑張っていたきたいと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。1 番、前川秀和委員。

1 番（前川秀和委員）

私の方からは 1 点だけ。監査意見書の 18 ページなんですけれども、実質収支の推移についてお伺いしたいと思います。元年度実質収支が 1,300 万円余りあるのに、今年 800 万余り、偶数年度において若干下がったりしている要因というのは何が考えられますか。

元年度が 1,300 万円、2 年度が 890 万円、マイナスの 400 万円、偶数年度によって実質収支額が下がっている推移が見られるんですけど、その要因を教えてもらえないですか。

委員長（潮平そのみ）

しばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 16 分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。今言ったご質問の減少が起こっているのは、水道管工事関係の単費が増えた事が一つの大きな要因になっているのではないかと今考えています。

委員長（潮平そのみ）

1 番、前川秀和委員。

1 番（前川秀和委員）

偶数年度でなぜこんなに変わってきているのか、偶数年度は下がって、奇数年度は収支が上がっていますよね、その要因とは何ですかということです。

委員長（潮平そのみ）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

前川委員から偶数年度には下がって、奇数年度が上がっているとか、そういう質疑ですけれども、形式収支、実質収支というのは、歳入歳出の差引でこれが出てきますので、ただ年度年度によって、この水道事業がどれだけ予算がついたか、どれだけ支出したかの差引のものであります。

ただ、たまたま偶数年度が少なくなっております。特にそこには意味はないと思います。

委員長（潮平そのみ）

しばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午前 11 時 21 分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

1 番、前川秀和委員。

1 番（前川秀和委員）

内容的には理解し難い面もありますけど、後程伺って聞きたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第4号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第4

認定第5号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時27分

委員長(潮平そのみ)

再開します。

質疑ありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番(宮城義秀委員)

先程の水道会計とも関連してはいますが、同じように業務用の方も見られるんですけども、同じだとは思いますが、ご説明の方お願いします。

それから先程の水道でもあった水道の引き込み工事業務があったんですけど

ども、水道、上下水道は共に申請があると思うんですけども、今回、下水道の工事の方は、そういった工事の取下げとか、申請とかは、この方ではわからないんですけども、その後もあったのか、なかったのか。また、例えばあった場合、下水はどうするのか、その辺までわかるんでしたら説明して下さい。

委員長（潮平そのみ）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

今の2点についてお答えいたします。先程の水道と同じように業務用の同一の方と申しませうか、同一の業者で1年分という事になっています。この方については色々手を使って連絡が取れるように摸索中でございます。

あと水道の引き込みについては、年初めに1件だけ、申し込みではなくて、集排事業者側で間違えて個人の本管に繋いだという事後的なことがありまして、本人と交渉して加入いただいて負担しているという状態の1件があります。

すみません、訂正したいと思います。だから水産の件についてはうちの方では申請はありません。以上です。

委員長（潮平そのみ）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時35分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第5号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

日程第5

認定第6号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

港湾施設の中の物産センターなんですけれども、かれこれ閉めて長くなり収入もその分だけその閉まった分だけ減っていると思うんですけど、この物産センターはどういうふうにして使っていこうとか、そういった具体的な考えはあるのかどうかお聞きします。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。現在、物産センター食堂については、空き室になっております。見たところですね、設備等もだいぶ老朽化して、その辺も入れ替えない限りは食堂としては、今後修繕をかけなければ、借り手もない感じかなというふうに感じております。

以前に港湾ターミナル棟の基本計画において、色々計画はしておりますが、昨今コロナの発生において、なかなか食堂として入る方もちょっと望めないのではないかという事で、主管課としては、色々今後コロナに対応するための、ちょっとしたワークスペースだったり、そういったことも含めて、色々模索はしておりますが、具体的な計画はこれからになります。以上です。

委員長（潮平そのみ）

6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

あの施設は、これまでずっと食堂とか、そういった飲食店関係でやってきて充分持たないとわかってきていると思うので、今後どういった使い道がいいか、そういったのを検討する検討委員会とか、そういったのも立ち上げて、いろいろ検討していただきたいと思うんですが、そういった委員会とかありますか、どうですか。答弁をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

現在でも観光物産センターの審議会というのが設置されております。そちらの中で入居等々含めての審議会がありますので、その辺、諮りながらする中で協議をしながら、そういった計画も進めていけたらと思います。

委員長（潮平そのみ）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

せっかく立派な施設を造ってあるので、今後も遊ばさないように、どういふふうに使っていくかというのを考えて、収入面もいろいろ変わってくるので、

ぜひ努力して行って、色々な考えを通して運営して行ってもらいたいと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

物産センター、今の質問と関連するんですけども、建物がだいぶ古くなって、何年も前から一括交付金を利用した修繕を計画されたり、色々あったと思うんですけども、ここ何年か全然その話が立ち消えになっています。特にこの底といいましょうか、それについても県の方ができる、そして村の方も一括交付金で検討するといった色々な事もあったりしたんですけども、瓦屋根の修繕とか、すごい老朽化しているので、そういった修繕について、今全然計画もあがってないのか、その辺、ぜひ話を聞かせて下さい。

それから物産センター、いまの食堂の費用について、昨年でしたか、私の方からこの使用料、既に使ってない、使わない状況がずっと続いているので、その審議会、無料で貸し付ける方法を提案したらどうかというふうに提案理由も申し上げたんですけども、そういう話は聞こえてもこないんですが、審議会等でそういった話は例年して、そこを利用活用しようというふうな村の姿勢はどうなったのか。ちょっと話をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。まず1点目の物産センター建物等々の修繕等についての具体的な計画については、平成28年に一括交付金を活用して、ターミナル、臨海公園含めての基本計画等は策定されておりますが、これを北部振興策であったり、そういったことで事業を仕組めないかということでもずっと模索をしておりますが、また、現在その辺の具体的ななどというふうに申請するかというのは計画できておりません。

今後、そういったこともすすめながら、何か補助事業等々を使ってできないかという事は模索していきたいと思っております。

2点目の食堂については、先程申し上げたとおり、施設設備等々は老朽化して、全部入れ替えしないと、食堂としては今後使えないだろうという事で思っております。

スペース的にいろんな活用方法は進めていかないといけないと思っておりますので、具体的に今までは審議会も昨年は行われてなくて、委員の方も任期が切れた状態なので、その辺も含めて早急に審議会を機能させて進めていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

委員長（潮平そのみ）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時51分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

他にありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」という者あり）

これから認定第6号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第6号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

委員長（潮平そのみ）

休憩前に引き続き再開します。

## 日程第6

認定第7号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

ではお願いします。船舶運航の歳入の5ページ、今回収入未済額が収入の方にはありませんので、中身の方だけ確認したいと思います。今回、事業収入がかなり下がっております。最近の報道などでは何%の減とか使われる事が多いのですが今回予算では半減というか、5割減になっているかと予想されるわけですね。

そこで、この事業収入の1から7まで目があるんですけども、大幅にですね旅客運賃の方がかなり減となっている感じがします。そして自動車航送料等々が下がっている。

手荷物の方は、同時に下がっている形になっているのか。そのあたり説明をもらって、これはコロナ禍の1年間いろいろ村の離島への自粛関係があって、村民はコロナ対策の事でいろんな事で自粛してこられて、船舶事業に対してもかなりの支障を来していたのでお聞きしたわけです。そこで気になるのは、まず1点目、入域数といいますか、毎年出てくると思うんですけども、一般会計の方で環境税100円、これが今回逆に約100万円ぐらい減になっていたんです。あの状況を見たら、この予算の入域者数を見たら半分ぐらい入域者が減っているかなと思いますので、もし、よろしかったら私なりの考えている入域者数とあっているかどうか、予算にも収入が何割減になっているかどうか、教えて下さい。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

委員のご質疑にお答えしたいと思います。主要成果説明書の18ページにわかりやすい資料があるので見ていただいて、船舶運航事業特別会計の主要施策成果説明で、その中の旅客輸送人数、自動車航送台数ということで、令和元年度、2年度、差額として旅客人数で3万9,330人の減、自動車航送台数で4,161台の減。

そういうことで、前年度比に対して旅客人員で48%の減、そして自動車航送台数17%の減ということで、大きな収入減の要因はコロナにおけるその辺が大きな収入減の要因となっております。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

有難うございました。入域者の人数の方も大体見てはいたんですけども、やはりかなりの減があったという事で、私はまたここで関連して聞けるかどうか、大丈夫ですかね。私、一般質問で聞くかもしれないです。環境税に関する入域者数と関連して、もしよろしかったら質疑してよろしいでしょうか。

その環境税の入域者数は、普通は100円となるんですけども、100円を掛けたら入居者数になるのかなと思ったんですけども、環境税とか、入域数との関係よろしいですか。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時39分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

今年もまた引き続き大変な状況でコロナ禍、厳しい状況の中ではありますが、課の皆さんコロナ対策を取られながら考えていただきたいと思います。以上で

す。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

ちょっと確認なんですけど、この歳出の電話機の賃貸料とあるんですけど、これは電話の受話器なんですか。

委員長（潮平そのみ）

何ページですか。

6番（東江源也委員）

10ページのパソコンリースがあるところの一番下の方。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。商工観光課内に設置されている電話、そちらの方がリースで設置されております。そのリース料でございます。運天港もです。

委員長（潮平そのみ）

6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

リース料という事ですけど、電話機とか、そういったのは、今の電話機は性能がいいし、あまり壊れることがないので、財産として買い取りしても44万余りの大金はかからないと思うんですけど、これは毎年こういうリース料を払っていいのかなと思うんですけど、どう考えていますか。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

これは商工観光課の電話はですね、切符売場も含めて一回線で電話を設置して、これは庁舎も同じような形なんですけど、電話機はリースで設置して、その方が使い勝手が良いという事で、リースで設置している状況です。

委員長（潮平そのみ）

6 番、東江源也委員。

6 番（東江源也委員）

コピー機とか、パソコンとか、そういったのはリースとかでも保守メンテの点もあるんですけど、電話機自体はそんなにするまでもないと、一度に全部壊れるわけでもないし、壊れたら壊れた物を交換しても良いと思うし、今後見直しの検討もあるのかと思うんですけども、リースでなければならないというのであれば仕方ないですけど、そういう検討も今後してもらえたらいいと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。8 番、前田清委員。

8 番（前田 清委員）

決算の内容を総括してお聞きしたいと思います。令和元年度決算事業売上事業収入、今回の決算事業収入、比較したらどれぐらいの事業収入の差があるのか、2 年度決算と、そして本年度の決算、後々迎えるわけでありますが、見込み額を想定した場合、どれぐらい事業収入の差が起きてくるんだろうか、現状の状況を踏まえながら想定して考えた場合、どのぐらいになるのか、そのあたりお聞かせ願えますか。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

ご質問にお答えします。先程も資料を引用したんですが、主要施策成果説明でもありますように主な収入減というのが昨年度に比べて旅客運賃、自動車航送、約 6,000 万円近い減額があり、令和 3 年度においてもそれぐらいの減収になる可能性が高いかなと思っております。

委員長（潮平そのみ）

8 番、前田清委員。

8 番（前田 清委員）

そしたらそれぐらいまで把握ができるという事であれば、もちろん航路補助金を受けるはずですけど、実質では地元の負担航路に対しての負担分が生じて

きてますよね。その分はいくらになるのかお答え願います。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えします。実は、昨年の航路補助の内示額というのが2,600万円でありましたが、航路会計の検査を終えて、3月末で5,800万余りの国庫補助、3,000万円余り上回って国庫補助が入ってきております。

それに対して、赤字額ということで、約1億100万円くらいあるんですが5800万円余りが国庫で、残り4,200万円の3分の2が県ですね、県補助が2,800万円、村が1,400万円の負担となっております。

今年に関してもその辺の事は加味されるのかなと思いますが、ただ、査定をして、その確定額というのがどういうふうになるかというのは、まだはっきりした事がわからない状況です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」という者あり）

これから採決を行います。

認定第7号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第7号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第7

認定第8号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

それでは育英事業、歳入の6ページ、貸付金元金収入、これは現年度分、過年度分ありますけれども、もちろん未済額調書も見てみました。人数だけがありますけれども、まずは確認します。これは6ページの方、これですと件数が5款2項1目1節343件で、そして収入済247件、96件で105万円の未済額。そして次543件、35件の収入。そして508件。右側に30名と17名ありますけれども、左側は件数というと、先程の前から私が質疑している件数は、件数というと1月分の件数ですよ、そしてそれが右の方を見たら未済額30名です。そういう形でなるはずですが、昨年度かなりの人数の増減がありますけれども、そのあたりの説明と、この過年度分に関して、どういう状況だったのか、その理由が探しても見当たらないんですけど、説明を願いたいと思います。特に17名の未済額、両方説明をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。過年度分の未収の方ですね。これが平成21年から令和2年度分の未済額の合計金額でありまして、人数の方は17名です。それで間違いないです。

現年度分の方が105万円、人数も30名で間違いないです。これは令和2年度分の収入済額です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

昨年度、元年度分が払っている方が12名、下の方が14人だったんですけ

れども、これは人数ですと、それぞれ件数は変わると思うんですけども、皆さんの方で明細持っているはずですから、人数だけ把握させてください。去年は、上の元年度分が12人から30人になっているということで理解してよろしいんですか。

去年と今年の差を確信していきたい。そして、その下の方も前年より2～3名多くなっている状況。

それと同時に貸付金の返還が400万円かなり大きいんですけども、今はっきり聞こえないんですが、何年分と言ったんですか。

委員長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

令和2年度の過年度分といたしまして、多い人が平成20年から令和元年度分まで。合計金額が400万余りとなっております、人数は、先程申し上げたとおり、17名で間違いないです。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

わかりました。平成20年と言っていますが、これは10年余り、これは一人一人の返還がそのままずっと続いていくから極端に減らないという事ですね。これから徐々に減る方式になりますから、返済が人によっては何十年か、かかる場合もあるんですよね。その辺りは何年、最長何年ですか。

委員長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。最長の返還年数が15年となっております。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

それで理解できました。有難うございました。そういうことで返済の方は滞

りなく順調にいけるようにぜひ頑張ってくださいと思います。有難うございました。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論は省略してもよろしいでしょうか。

（「はい」という者あり）

討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第8号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第8号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託された認定第1号から認定第8号までの事件の審査は全部終了いたしました。

お諮りします。本委員会で決定した認定第1号から認定第8号までについての委員長報告については、委員長に一任いただきしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は委員長に一任されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。皆様のご協力により本日の決算審査特別委員会の日程がスムーズに進行できました。心から厚く御礼申し上げます。

これにて決算審査特別委員会を閉会します。

閉会（午後2時00分）